平成 2 0 年度笠間市一般・特別会計 予算特別委員会記録 第 2 号

平成20年3月11日(火曜日)午前10時40分開議

全員協議会室

本日の会議に付した案件

議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算

議案第33号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第34号 平成20年度笠間市老人保健特別会計予算

議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第36号 平成20年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算

議案第39号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第40号 平成20年度笠間市立病院事業会計予算

議案第41号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算

議案第42号 平成20年度笠間市友部水道事業会計予算

議案第43号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算

議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算

出席委員

須 藤 勝 雄 君 委員 長 副委員長 小磯節子君 員 藤枝 委 浩 君 " 西山 猛君 村 上 典 男 君 " 横倉きん君 町田征久君 常井好美君 長 石 崎 勝 三 君

欠席委員

な し

市 툱 Щ 伸 樹 君 副 튽 石 Ш 宏 市 和 君 公 長 永 井 久 君 市 長 室 総 務 部 長 塩 田 満 夫 君 市 生 野 П 人 民 活 部 長 直 君 保 健 衛 生 部 長 仲 村 洋 君 福 祉 部 長 坂 悦 君 保 男 長 産 業 経 済 木 部 青 繁 君 都 市 建 設 部 長 小松崎 登 君 早乙女 上 水 道 下 部 長 正 利 君 教 育 次 튽 加 藤 法 男 君 消 防 長 吉 井 勝 蔵 君 会 計 管 理 者 成 田 均 君 秘 課 튽 深 澤 悌 = 君 佐 秘 書 課 長 補 萩 原 修 君 井 君 職 員 課 長 菅 信 見 職 員 課 長 補 佐 安 和 君 行 職 員 課 人 事 튽 友 水 邦 彦 君 G 給 与 藤 洋 職 G 長 重 君 企 課 藤 枝 弘 画 政 策 長 政 君 千 企画政策課長補 佐 Ш 田 宏 君 報 政 策 課 長 上 野 君 情 憲 情報政策課長補佐 藤 枝 泰 文 君 情報政策課統計G長 堀 久美子 長 君 情報政策課情報G長 野 裕 岡 君 行 革 推 進 課 長 高 野 幸 洋 君 行 革 推 進 課 長 補 佐 櫻 井 史 晃 君 総 務 課 長 仲 村 新一郎 君 総 務 課 長 補 佐 海老沢 耕 君 市 笠間支所長兼地域総務課長 光 又 千 尋 君 笠間支所地域総務課長補佐 飯 村 茂 君 岩間支所長兼地域総務課長 横 田 文 夫 君 野 裕 岩間支所地域総務課長補佐 中 君 岩間支所地域総務課総務G長 木 教 君 鈴

財 툱 大和田 政 課 俊 郎 君 財 政 課 長 補 佐 阿久津 英 君 治 財政課契約検査室長 兒 玉 昭 君 中 財 政 課 財 政 長 村 君 G 公 彦 管 財 課 長 柏 原 君 博 管 部 財 課 長 補 佐 表 孝 男 君 管 財 課管 財 G 長 大 月 弘 之 君 財 課 久 野 管 営 繕 G 長 穣 君 税 務 課 長 成 田 旬 君 税 佐 中 沢 務 課 長 補 英 夫 君 税 納 課 長 中 庭 要 君 納 税 課 長 補 佐 熊 谷 輝 彦 君 納 税 課管理 伊勢山 G 長 裕 君 市 民 活 動 課 長 枝 勉 君 藤 市民活動課長補佐 小嶋 文 君 好 市民活動課消費生活センター長 川原井 幸 江 君 市民活動課防犯交通G長 松 圭 君 田 市民活動課まちづくりG長 内 桶 克 之 君 笠間支所生活課長 井 清 君 岩間支所生活課長 小松崎 則 男 君 境保 全 環 課 長 鶴 田 君 開 環境保全課長補佐 稲 田 稔 君 環境保全課環境G長 渕 増 要 君 環境保全課廃棄物 G 長 飯 田 聡 君 市 民 課 長 小松崎 栄 君 市 民 課 長 補 佐 秋 Щ 勇 君 市民課窓口G 튽 柳 京 子 君 青 笠間支所市民窓口課長 郡 司 _ 美 君 岩間支所市民窓口課長 滝 小 徳 治 君 保 険 年 金 木 課 長 隆 君 青 保険年金課長補佐 郡 司 節 子 君 保険年金課国保G長 飯 田 由 君 保険年金課年金医療G長 柴 田 常 雄 君 健 康 進 튽 井 健 増 課 Ш 君 健康增進課長補佐 佐久間 智 通 君

健康増進課係長下条かを3 君 笠間保健センター長 川辺一光君 岩間保健センター長 萩谷 博君 市立病院事務局長 中村章一君 市立病院事務局係長 町田健一君

出席議会事務局職員

 事務
 局次
 長
 弁
 仕
 二

 事務
 局次
 長
 中
 田
 明

 低
 長
 山田正日
 日

 主
 川野輪良子

午前10時40分開議

須藤委員長 皆さんおはようございます。

きょうは中学校の卒業式ということで、若干時間がおくれてしまいまして、まことに申 しわけありませんでした。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月6日の本会議におきまして予算特別委員会が設置され、委員の皆様より委員長の指名をいただきました。ふなれではございますが、委員の皆さんのご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、新笠間市が誕生し3年目を迎えることしは、新市の一体感を醸成し、合併効果があらわれる年でもあり、私ども議会も、昨年12月の定例会において、現在の議員定数28名を4名削減し24名とする議員定数条例を可決し、次の笠間市議会議員一般選挙から施行することなど、新しいまちづくりに取り組む所存であります。

さて、我が国の経済に目を向けると、大企業中心に景気はよくなっていると言われておりますけれども、一方、中小企業は依然として厳しい状況にあり、個人にあっては、所得消費とも伸びずに、景気がよくなっているとの実感はわいてこないというのが現状であります。

また、原油高やアメリカのサブプライム問題が表面化し、回復傾向にあった景気も逆戻 りになっている現状にあります。

このような状況の中におきまして、笠間市の平成20年度予算案が提出され、当予算特別 委員会に付託となり、これから審査をするわけでありますが、各委員の皆様初め、執行部 の方々にはよろしくお願いを申し上げます。

当特別委員会では、平成20年度の一般会計予算、各特別会計予算及び各企業会計予算について内容を審査するわけでありますけれども、3日間の限られた日程で審査を行いますので、スムーズな審査の進行にご協力をお願い申し上げまして、あいさつといたします。

須藤委員長 ここで、市長が出席されておりますので、市長より一言ごあいさつをお願 いいたします。

山口市長 それでは、予算特別委員会の開催に当たりましてごあいさつを申し上げたい と思います。

委員の皆様には、本日予算特別委員会にご出席をいただきまして、まことにありがとう ございます。

本日から3日間の予定で、議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算から議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算まで、13件の予算についてのご審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、各担当部からそれぞれご説明申し上げますので、よろしくご審議

を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

須藤委員長 ありがとうございました。

須藤委員長 次に、議長に出席をしていただいておりますので、議長よりごあいさつを お願いいたします。

石崎議長 皆さん、改めましておはようございます。

きょうから3日間特別委員会が開催されるわけでございますが、通告なしの質問でございますので、執行部の皆様方には、私が質問されていないと思わないで、だれだれが質問されても私だと思って、お互い連携を密にしてスムーズな答弁を願いたいと思います。

また、委員の皆さんには、議会開会中きょうから3日間の特別委員会、大変ご苦労さまでございますが、今、委員長さんが言われましたように、スムーズにこの特別委員会が終了されますことを心よりお祈り申し上げまして、私のあいさつといたします。

本当にご苦労さまでございます。

須藤委員長 ありがとうございました。

須藤委員長 ご報告申し上げます。

ただいまの出席委員は6名であります。本日の欠席委員は、常井委員、西山委員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。 執行部より、市長、副市長、市長公室長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、保健衛生 部長、産業経済部長、都市建設部長、上下水道部長、教育次長、消防長、会計管理者が出 席をしております。

議会より、議長が出席をいたしております。

議会事務局職員出席者は、事務局長、事務局次長、山田係長、川野輪主事であります。 本日の会議の書記は、事務局次長にお願いをいたします。

当委員会に付託となりました議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算から議案第44 号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算まで、以上13議案を一括議題といたします。 審査に先立ち、ご連絡を申し上げます。

審査は、11日、12日、13日の3日間で行います。審査の方法は、お手元に配付させていただきました審査日程表のとおり、部単位に関係課に入っていただいて行いますが、一部、会場の関係で分かれる場合がありますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、ご連絡を申し上げます。

これから各議案に対する審査に入るわけでありますが、審査は、ただいま申し上げましたように、審査日程表により、課ごとに歳入、歳出の順に説明を受け、質疑を行います。 説明の際は、科目ごとに、主な内容などについてわかりやすく説明をお願い申し上げます。 また、議案の採決については、予算特別委員会最終日の13日、討論終了後、ただいま出席いただいている方の出席をいただき、行います。

また、審査に当たり注意事項を申し上げます。

- 一つに、説明に当たっては、必ずページ数を明示し、発言は、挙手により委員長の許可 を受けてからお願いいたします。
- 二つに、人件費など義務的経費については、特に説明を要するものを除き省略していた だきたいと思います。
- 三つに、会議録を調製する関係上、発言に際しましてはマイクを使用していただきます。 その際、スイッチの入り、切りも忘れないでいただきたいと思います。

四つ目、携帯電話のスイッチを切っておくか、マナーモードにしておいていただきたい と思います。

以上のことをこれから説明する方にもお伝えいただきたいと思います。

最後に、委員の皆さんにご了解をいただきたいと思いますが、記録の作成の際、数字や 文言の読み違いがあった場合には委員長の職権で訂正させていただきます。その点、よろ しくお願いをいたします。

なお、念のため申し上げます。質疑は、説明の後、一人続けて3回までです。

それでは、市長公室関係から審査を行いますので、関係者以外は退席をお願いいたしま して、自席で待機くださるようお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時49分休憩

午前10時51分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

須藤委員長 本日は、市長公室、総務部、市民生活部、保健衛生部所管の一般会計及び 特別会計予算、並びに企業会計予算の審査を行います。

議案説明のため出席を求められた者は、別紙名簿のとおりであります。

最初に、市長公室秘書課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

秘書課長深澤悌二君。

深澤秘書課長 それでは、秘書課の予算についてご説明申し上げます。

歳入について説明申し上げます。

予算書の37ページをごらんいただきたいと思います。

2 節雑入でございます。上から 5 行目、まちづくり賀詞交歓会会費120万円でございます。これについては、1人3,000円で400人を計上してございます。

次の38ページ、一番上に有料広告掲載料144万円、これについてはホームページ、「広報かさま」の広告掲載料でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

43ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1目一般管理費でございますが、秘書課におけるものは、賀詞交歓会費用、また秘書業務にかかわる需用費等でございます。主なものは、10節の交際費でございます。本年度同額280万円でございます。12節役務費、広告料が51万円でございます。

44ページをお開き願います。

負担金補助及び交付金の主なもの、忠臣蔵サミットである義士親善友好都市交流会負担 金116万5,000円でございます。そのほか、県市長会負担金130万1,000円等でございます。

次に、45ページ、2目の文書広報費、11節需用費、印刷製本費でございます。760 万3.000円は、「広報かさま」2万6.000部の印刷費でございます。

13節委託料のホームページ作成委託料105万1,000円は、子育て支援企業誘致のサイトを追加し、充実するものでございます。

次に、50ページをごらんいただきたいと思います。

7目の男女共同参画費でございます。本年度予算が204万6,000円、前年度と比較いたしまして446万円の減でございます。減の主な理由は、19年度に計画書の策定を行いました。この計上した委託料が減になったものでございます。

1 節報酬、男女共同参画審議会委員の報酬でございます。16万2,000円を計上してございます。

8節報償費49万8,000円は、フォーラム等の講師謝礼等でございます。

19節負担金補助及び交付金41万2,000円は、海外派遣研修のハーモニーフライト、また日本女性会議に派遣する女性リーダー養成事業補助金等でございます。19年度設立した男女共同参画推進連絡協議会補助金、これについては加盟団体25団体ございます。その補助金、それから職場における男女共同参画を推進するための男女共同参画認定事業者補助金等でございます。

以上で説明を終わります。

須藤委員長 秘書課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ある方は、挙手でお願いします。

質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、職員課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

職員課長菅井信君。

菅井職員課長 それでは、議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算のうち、職員課 所管分についてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

予算書の36ページをお開きください。

上から5行目、任意共済保険・個人年金事務費交付金4万3,000円の交付金を受け入れるものでございます。

その1行下、全国都市職員災害共済会支部事務費交付金、これにつきまして7万1,000 円でございます。

三つ下に飛びまして、共済組合積立金年金事務費交付金、これについて54万7,000円を 受け入れるものでございます。

その4行下、派遣職員負担金といたしまして7,640万9,000円を受け入れるものでございます。これにつきましては、県派遣、それから事務組合等への派遣職員の人件費にかかわるものの受け入れでございます。

続きまして、歳出の方に移ります。

43ページをお開きください。

2款総務費、1目一般管理費のうち、職員課分といたしまして、7節賃金、臨時雇賃金としまして1,739万3,000円でございます。これにつきましては、産休代替職員10名を見積もったものでございます。

次に、8節報償費のうち、記念品代、職員表彰等の表彰記念品ということで10万円を見積もってございます。その下、講師謝礼、研修に伴う講師等に対する謝礼といたしまして9万円を見積もってございます。

次に、9節旅費、普通旅費73万3,000円につきましては、職員の研修、自治研修所に行きます研修費の旅費でございます。

次に、11節需用費のうち、消耗品といたしまして75万7,000円、タイムカード、それからトナー代等でございます。

12節役務費、筆耕翻訳料といたしまして、表彰状等の筆耕料といたしまして4万円を見 積もってございます。

次に、13節委託料、電算業務委託料といたしまして、人事管理の委託料でございます。 37万8,000円全額でございます。給与計算事務委託料、これにつきましても、給与計算の 事務といたしまして343万6,000円でございます。職員健康診断委託料といたしまして、 326万3,000円を計上してございます。 次に、メンタルヘルス委託料といたしまして、年間契約で60万円を予定してございます。 次に、職員採用試験委託料といたしまして59万3,000円を計上してございます。次に、職 員研修委託料といたしまして200万円、意識改革、クレーム対応、組織マネジメント研修 等約1,300人を研修する予定でございます。

ページを返していただきまして、19節負担金補助及び交付金、研修負担金といたしまして市町村アカデミーへ2名派遣研修をいたします。その費用といたしまして8万6,000円でございます。

職員研修会議等負担金といたしまして2万円、5行下で地方自治研究会負担金といたしまして9万5,000円、社会保険協会負担金といたしまして1万3,000円、職員自治研修負担金といたしまして129万3,000円、県の自治研修所へ約80名を出す予定でございます。

都市職員体育大会負担金といたしまして10万円、都市人事担当者連絡協議会負担金といたしまして7,000円、45ページの一番上側になります職員厚生補助金といたしまして、人間ドック等に使用する笠間市事務研究会に支出する補助金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

須藤委員長 職員課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

村上委員。

村上典男委員 今ご説明いただいた中で、数字が目で追っても見当たらない数字が幾つかあったんですが、例えば講師謝礼が9万円とか、記念品で12万円というのはわかるんですが、その数字の中に、4万円とか3万円とか見当たらない数字は、主に4万円です、主に7万円ですということなんですか、確認。

菅井職員課長 大変失礼いたしました。

一般管理費につきましては、職員課以外の複数の課にまたがりまして、合計で計上して あります。したがいまして、今申し上げた数字はすべて職員課で所管する数字でございま す。

それ以外の数字につきまして、例えば今お話が出ました記念品代10万円とお話しましたけれども、全体で12万円を予算書の中では複数の課で計上しておりまして、そのうち職員課所管分といたしまして10万円ということでございます。言葉足らずで、大変申しわけございませんでした。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 理解いたしました。

それでは、43ページの13節職員研修委託料200万円、1,300人とおっしゃったかと思うのですが、これについてご説明お願いします。

須藤委員長 菅井課長。

菅井職員課長 職員研修委託料につきまして再度ご説明いたします。

主なものといたしまして、意識改革研修、クレーム対応研修、それから組織マネジメント研修ということで約1,300人ということでございました。それぞれ階層別に係長クラス、主査クラス、そういったものに毎年行っているものでございます。

前年やらなかったものを今年やるというような形で、ローテーションを組みまして、複数の研修に毎年多くの職員がかかわれるように、約1,300人と言いましたのは、年間約2回ぐらいの研修は何らかの形で各職員が行うような計画をしているところでございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 確認ですが、延べで1,300人という理解でいいんですね。わかりました。 須藤委員長 ほかにありませんか。

町田委員。

町田征久委員 43ページの永年勤続区長記念品代というのは、永年勤続というのは。 須藤委員長 **菅井課長**。

菅井職員課長 永年勤続区長記念品代につきましては、私どもの所管ではなくて、多分総務課だろうと思いますので、よろしくお願いします。

須藤委員長 ほかに。

横倉委員。

横倉きん委員 43ページです。 7 節の賃金で、臨時雇賃金で10名分と言いました。その 時給と、種類が全部同じかどうか。職種によって賃金がどうなっているか、伺います。

須藤委員長 菅井 信君。

菅井職員課長 臨時雇賃金10名につきましては、先ほども申し上げましたが、産休代替職員に係る事務職員として計上してございます。単価、それから職種についても同じでございます。

須藤委員長 横倉委員。

横倉きん委員 時給は1時間幾らになりますか。

須藤委員長 菅井 信君。

菅井職員課長 時給は780円でございます。失礼しました。770円です。

須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 なければ、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時08分休憩

午前11時08分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、企画政策課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

そこで、今現在二つの課をやりましたけれども、いろいろな予算が一つの節の段階で入っているということでありますので、その辺も、もしほかの課とつけ加えていれば、はっきり言っていただきたいと思います。また、人数についても、延べ人数ならば延べ人数ということで述べていただきたいと思います。

それでは、企画政策課長藤枝政弘君、お願いします。

藤枝(政)企画政策課長 それでは、企画政策課分についてご説明申し上げます。

予算書の26ページをお開き願いたいと思います。

15款県支出金、2項県補助金でございます。1目の総務費県補助金の生活交通支援事業 費補助金14万7,000円、これは城里町、旧七会村まで笠間駅から運行しております廃止代 替バスの県補助金でございます。

続きまして、30ページをお開き願います。

2目利子及び配当金でございます。上から8行目で、ふるさと創生基金利子205万7,000円、これは基金の利子でございます。

続きまして、32ページの18款繰入金でございます。基金繰入金のふるさと創生基金繰入 金、上から3番目でございます。これは、ふるさと友部まつり、笠間のまつり、いわまの 商工祭、岩間図書館の本代に充当するために繰り入れるものでございます。

続きまして、34ページをお開き願います。

20款諸収入でございます。一番下の7目のふるさと融資貸付金元金収入でございます。 827万4,000円、これはふるさと融資で、笠間地区の介護老人保健施設の借り入れに伴う元 金の返済でございます。

続きまして、36ページをお開き願います。

雑入でございます。下から10行目になります。茨城県市町村振興協会市町村交付金880 万円、これはオータムジャンボの宝くじの交付金の受け入れでございます。

続きまして、37ページ、上から8行目になります。ボートピア岩間環境整備協力金1億円、これにつきましては、ボートピア岩間の売上金の1%分を環境整備費の協力金として受け入れるものでございます。

続きまして、38ページをお開き願いたいと思います。

雑入の下から2番目でございます。デマンド交通利用料750万円、これはデマンド交通 利用の料金として1日100名分を見込んでございます。

続きまして、歳出の方に入らせていただきます。

49ページをお開き願います。

企画費の歳出でございます。主なものの説明とさせていただきます。

7節の賃金570万円でございます。これはデマンド交通のオペレーターの賃金、毎日3 名のオペレーターをお願いしておりますので、その賃金でございます。 続きまして、12節役務費でございます。169万3,000円、これはデマンドタクシーに伴います電話料、また10台の車両に携帯電話を用意しておりますので、その通話料でございます。

続きまして、13節委託料でございます。総額で5,558万3,000円でございますが、そのうち稲田駅、福原駅の簡易販売委託料72万円、これは福原駅、稲田駅に乗車券の販売等をお願いしている委託料でございます。

続きまして、乗合旅客運送業務委託料、デマンドタクシーの運行業務を市内のタクシー 業者4社に委託しております委託料で5,250万円でございます。

続きまして、デマンド交通システムの保守点検委託料が236万3,000円でございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、デマンドタクシーのシステムの使用料、これが601万1,000円でございます。

19節負担金補助及び交付金、総額が658万7,000円でございます。これは研修負担金、ダム所在負担金とありますが、ページを返していただきまして、50ページをごらんいただきたいと思います。主なものとしては、一番下にありますバスの運行対策補助金としまして、笠間地区、岩間地区、友部地区のバスの運行に対する補助金を582万1,000円計上したものでございます。

25節の積立金206万6,000円、これはふるさと創生基金の利子の積み立て、また地域振興基金の利子の積み立てでございます。

以上でございます。

須藤委員長 企画政策課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

村上委員。

村上典男委員 さっきのばくち屋さんの1億円、何ページでしたっけ。1億円の歳入の方ですね。37ページ、失礼しました。ボートピア岩間環境整備協力金1億円、これ大変ありがたい金額ですけれども、1%とおっしゃっていましたよね。そうすると、100億円の売り上げがあるというふうに換算できますが、100億円ぴったりだったのかということなんですね。1%という取り決めがあるんだとすれば、端数が出てもおかしくないわけで、これは暫定的予算なのかどうなのかというのが1点です。

次に、デマンド関係を合算すると総額で幾らぐらいになりますか。5,000万円だ、2,000万円だ、200万円だと、電話代いろいろありますけれども、総額がまず幾らぐらいになるか、デマンド関係で幾らぐらいになっているのか。要するに、これは年間のランニングコストだと思うんですよね。それが二つ目。

そして、三つ目が、運転手さんの電話代、通話料、役務費ですね。通信運搬費、デマンド電話料、通話料169万3,000円、電話の使用記録のチェックはどなたがしているのか。 その3点お願いします。 須藤委員長 ただいま常井委員が着席いたしました。

藤枝政弘君。

藤枝(政)企画政策課長 まず、37ページのボートピア岩間の協力金でございますが、 前年度19年度の実績を勘案しまして、20年度約100億円の売り上げを見込んだものでございます。

続きまして、デマンド関係の総額の費用でございますが、人件費、委託料いろいろ合計 しますと6.988万2.000円となります。

また、電話料でございますが、デマンドにつきましては、オペレーター室が予約をいただきまして、それを電話回線を通じて各車の方に乗車の予定とかそういうものを発信するようになります。ほとんどがその電話料、通信料になるわけでございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 1番、2番については理解いたしました。

最後の電話料ですが、細かい話で申しわけありませんが、経過とともに、時間がたつにつれて、なれてくるとやはり私用電話を使う場面もありますので、この携帯電話のお金というのは非常に高いわけですから、できるだけそういうところ細かいチェックをお願いしたいなと思います。

以上です。

須藤委員長 西山委員が着席いたしました。

藤枝政弘君。

藤枝(政)企画政策課長 **職員の方で、その辺は十分チェックしていきたいと思います。** 須藤委員長 ほかにございますか。

横倉委員。

横倉きん委員 32ページ、18款繰入金の中の3目ふるさと創生基金繰入金5,899万円、いるいろなところに配分するということですが、その配分の団体、それぞれの配分額についてお聞きしたいと思います。

須藤委員長 藤枝政弘君。

藤枝(政)企画政策課長 ふるさと創生基金の繰入金5,899万5,000円でございますが、 内訳としましては、ふるさと友部まつりに665万円、笠間のまつりに729万円、いわまの商 工祭に190万円、岩間の図書館の本代として4,315万円、以上でございます。

須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 なければ、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、情報政策課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

情報政策課長上野憲一君。

上野(憲)情報政策課長 それでは、情報政策課分についてご説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。

28ページをお開き願います。

15款県支出金、3項委託金、1目の総務費委託金でございます。5節統計調査費委託金で631万4,000円のうち、情報政策課分としまして622万4,000円でございます。これは説明欄に記載されています、中ほどの人口動態調査及び学校基本調査委託金を除いた委託金で、主なものといたしまして工業統計調査委託金、住宅・土地統計調査委託金でございます。

次に、歳出の方ご説明いたします。

53ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、10目電算管理費、9節旅費3万8,000円でございます。 これはITの専門研修等の旅費でございます。

それから、11節需用費520万円は、消耗品で475万円、これはプリンターのトナー代となっております。それから修繕料45万円、これはパソコンの機器の修理代でございます。

続きまして、12節役務費584万4,000円、これはスーパーワイドLANの利用料が主なものでございます。

次に、13節委託料3,335万3,000円、これは基幹系保守システムと情報ネットワークシステムの保守、それからLGWANサービス提供設備更新等の委託料が主なものでございます。

次に、14節使用料及び賃借料7,428万3,000円、これは基幹系及び情報系システムソフトウエアの使用料が主なものでございます。

次に、18節備品購入費781万1,000円、これは端末のパソコン購入費が主なものでございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金915万3,000円、これはいばらきブロードバンドネットワーク負担金が主なものでございます。

続きまして、62ページをお願いいたします。

2 款総務費、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、8 節報償費 2 万1,000円、これは 調査協力者報償、あと調査員、退職者記念品代等でございます。

続きまして、9節旅費4万4,000円、これは統計協会事務研究会の研修費でございます。 続きまして、19節負担金補助及び交付金50万円、これは統計協会の補助金が主なもので ございます。 次に、2目指定統計費、1節の報酬528万4,000円、これは工業統計調査、住宅・土地統計調査実施に当たっての調査員の報酬費でございます。

続きまして、3節職員手当等26万6,000円、これは調査表整理、審査による職員の時間 外の手当でございます。

7節賃金26万7,000円、これは各種統計調査の実施に伴う臨時雇用賃金でございます。

8節報償費4万6,000円、これは住宅・土地統計調査の協力世帯への謝礼代でございます。 続きまして、11節需用費27万9,000円のうち、情報政策課分は20万2,000円でございます。 これはファイル、封筒等の消耗品代、それから説明会のお茶代等でございます。それから 調査員の写真代、こういうものも含まれております。

続きまして、12節役務費 8 万4,000円でございますが、これは審査書類の郵送料でございます。

以上でございます。

須藤委員長 情報政策課所管の一般会計予算の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑がなければ、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、行革推進課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明願います。

行革推進課長高野幸洋君。

高野行革推進課長 それでは、行革推進課分ご説明申し上げます。

歳入の24ページをお開きいただきたいと思います。

14款国庫支出金でございます。1目の総務費国庫補助金でございまして、1節総務管理 費補助金1,800万円でございます。これは市町村合併推進体制整備費補助金でございます。 それから、26ページをお開きいただきたいと思います。

15款県支出金でございます。1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金でございまして、9,314万7,000円のうち、行革推進課分としまして合併特例交付金9,300万円でございます。

次に、歳出の方をご説明申し上げます。

49ページをお開きいただきたいと思います。

6目の企画費でございます。1節報酬27万5,000円、行政改革推進委員会委員報酬及び

指定管理者選定委員の報酬でございます。

次に、11節需用費でございます。消耗品費48万2,000円のうち1万円でございます。それから、食糧費31万1,000円のうち6,000円が行革推進課分でございます。

以上でございます。

須藤委員長 行革推進課所管の一般会計予算の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

以上で、市長公室関係各課の一般会計予算の審査を終わります。大変ご苦労さまでした。 入れかえのため暫時休憩いたします。

40分までトイレ休憩とりたいと思います。

午前11時33分休憩

午前11時41分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、村上委員さんより訂正をいただきたいと思います。

村上典男委員 先ほどの発言に不穏当な発言があったとご指摘がありましたので、訂正をいたします。「ばくち場」と言ったものを「公営ばくち場」に訂正をしたいと思います。 なお、皆様に一応お伝えしておきますが、ヨーロッパでは国がカジノを運営をしており

以上です。

須藤委員長次に、総務部総務課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

総務課長仲村新一郎君。

仲村(新)総務課長 総務課の分説明をさせていただきます。

ます。そして、カジノで働いている職員は国家公務員だそうです。

28ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどの県支出金でございます。総務管理費委託金、茨城県市町村事務処理特例交付金 200万円でございます。これにつきましては県からの委託事務事業でございまして、屋外 広告物等約30項目の事務事業がございます。

37ページをお願いいたします。

下から 5 行目でございます。全国市長会市民総合賠償補償金200万円、これにつきましては、市の行事、市の依頼等によるボランティア活動等に参加しけが等した場合に、あるいは市の施設におきまして被害を受けた場合等支払われるものでございます。賠償金につきましては、決定すれば市の方に振り込まれるということで、歳入で200万円ほど計上させていただいております。被害者に対しまして迅速に支払いをするため、歳出にも同額の

計上をしております。

38ページをお願いいたします。

中ほどよりちょっと下に、有料広告掲載料(総務課)というのがございます。54万円。 これは封筒に広告を入れて現在使用しております。その広告使用料54万円でございます。

それから、石岡台地土地改良総代選挙費として37万9,000円、中妻地区土地改良区総代選挙費として9万8,000円、岩間土地改良区総代選挙費として50万6,000円、これにつきましては、それぞれの改良区からの収入となります。

42ページをお願いいたします。

総務費の総務管理費でございます。この総務管理費の中には、職員課とか秘書課分が含まれておりますので、総務課分について説明をさせていただきます。

まず、1の報酬、区長報酬として2,858万円、これは区長さん318名に対します報酬でございます。

それから、43ページの方お願いいたします。

8の報償費でございます。一番下の永年勤続区長記念品代としまして10万円、これについては、10年の区長さんが2人、5年間の区長さんが10人ということで、計12名を考えております。

それから、11の需用費でございます。消耗品費1,029万3,000円のうち、総務課分としまして506万6,000円でございます。内容としましては、コピー用紙、その他の事務庁用品でございます。それから、食糧費201万3,000円のうち31万円、これにつきましてはお茶葉代でございます。それから、印刷製本費56万8,000円のうち、総務課分としまして15万2,000円となっております。これは有料広告の印刷代でございます。

それから、12の役務費、筆耕翻訳料として29万8,000円ほど上がっておりますが、そのうち28万5,000円が本所分でございます。賞状の筆耕料、あるいは点字の筆耕料でございます。それから損害賠償保険料167万8,000円、これにつきましては市民総合賠償補償の保険料でございます。

次のページお願いいたします。44ページでございます。

一番下でございます。笠間市区長会補助金として65万5,000円、それから45ページの方に入りまして上から2段目、行政事務連絡交付金として2,400万円、これは区に対して交付するものでございまして、1世帯当たり1,000円の2万4,000世帯を見込んでおります。

それから、補償・補填及び賠償金としまして200万円、これは市民総合賠償保険の賠償 保険でございます。

それから、2目の文書広報費、これにつきましては総務課のほかに秘書課分が含まれております。

まず、11の需用費でございます。消耗品費502万円のうち、465万円が本所分でございます。これは紙による法令等の加除及び図書の購入等でございます。

それから、12の役務費3,200万円、これは郵送料でございます。

それから、13委託料、法律事務委任委託料、弁護士委託料が63万円、それから例規更新 データ作成委託料として220万5,000円、これにつきましてはパソコン上での加除及び更新 でございます。

それから、14の使用料及び賃借料としまして214万2,000円、これは例規、法令等のデータベース使用料、ソフトの使用料でございます。

60ページをお願いいたします。

選挙費でございます。これにつきましては、選挙管理委員会として合計で87万円を計上いたしております。2目の石岡台地土地改良区総代選挙費37万9,000円、それから岩間土地改良区総代選挙費50万6,000円、次のページにいきまして中妻地区土地改良区総代選挙費として9万8,000円ということでございます。これについては、先ほど歳入の中でご説明申し上げましたけれども、全額その土地改良区の方から負担をされるというものでございます。

124ページをお願いします。

災害対策費でございます。

まず、11の需用費、消耗品費229万7,000円のうち、53万1,000円が本所分となっております。残りにつきましては支所となります。これは防災訓練用の消耗品だとか、あとは備蓄食料品等でございます。それから、光熱水費76万1,000円のうち本所分として32万4,000円、これは防災無線の電気料でございます。

次のページにいきまして、13委託料、防災無線保守点検委託料425万2,000円のうち、本 所分が129万5,000円となっております。それから、その下の防災無線蓄電池交換委託料と して177万6,000円、これは本所分の子局48本分の電池交換でございます。

それから、14の使用料及び賃借料、回線使用料30万円のうち、本所分として10万5,000円でございます。

それから、18の備品購入費345万円のうち、75万円が本所分でございます。これは災害の際に使う毛布、あるいは消火器の詰めかえ等でございます。

それから、19負担金補助及び交付金としまして、2行目の茨城県防災へリコプター運航 負担金としまして127万円を計上させていただいております。

済みません、18の備品購入費のうち、毛布の分は入っておりません。消火器等の詰めか え等でございます。よろしくお願いします。

以上で、総務課分を終わらせていただきます。

須藤委員長 総務課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

西山 猛委員 43ページの11節の需用費の印刷製本費、これは有料広告物の印刷製本費

ということですね。56万8,000円。

仲村(新)総務課長 そのうちの15万2,000円、これが本所分でございます。

西山 猛委員 わかりました。

須藤委員長 ほかにございませんか。

村上委員。

村上典男委員 45ページ、行政事務連絡交付金2,400万円、それと区長の報酬がありましたね。42ページの1節報酬、区長報酬2,858万円、318名分という説明でしたが、これの区長報酬の1人当たりの報酬基準、これが1点です。それと、44ページの行政事務連絡交付金について、もう少し詳しくご説明お願いします。

須藤委員長 仲村新一郎君。

仲村(新)総務課長 まず、42ページの区長報酬でございますけれども、318区ございます。その中で、均等割として1区当たり3万円掛ける318ということで954万円、それから世帯割、1世帯当たり800円、それ掛ける2万3,800世帯ということで1,904万円、合わせまして2,858万円でございます。

それと、45ページの行政事務連絡交付金です。これにつきましては、区に対して補助しております。一つの世帯当たり1,000円、2万4,000世帯を見込んでおりまして、使い道としましては、回覧の主体となる行政区等の円滑な運営を図るため、あるいは班長さんに対する謝礼だとか、それから区で使用する備品の購入だとか、そういうのでお使いいただきたいということでございます。

以上でございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 先ほどの区長報酬380万円の基準はわかりました。これは友部も笠間も岩間も、基本的に一緒という認識でいいのかというのが1点目ですね。

それと、行政事務連絡交付金の2,400万円というのは、区長個人にいく報酬というより も、使い方は非常に柔軟性があるという認識でいいんですかね。

須藤委員長 仲村新一郎君。

仲村(新)総務課長 行政事務連絡交付金なんですけれども、これにつきましては、区長さんではなくて、その地元の区に対して交付するものでございまして、ただ、使い道は、ある程度柔軟性はありますけれども、帳簿等の整理をしていただきたいということで連絡をやっております。

区長報酬の基準につきましては、3地区同一でございます。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 ちょっとお聞きしますが、区長制度は、市が区長中心に行政が回っている中で、区に入らない戸数はいっぱいあるわけですよね。行政をあまねく公平にいただこうという市民は、いただけない市民が出てくるわけですよ。区中心に市が回っているわけ

ですから。その区に入らない戸数はどのぐらいあるかお聞きしたいんですが、笠間市全体 で。

これとは関係ないからと言えばそれまでだけど、やはり区費を払っているわけですから、 ひとつお願いします。

須藤委員長 仲村新一郎君。

仲村(新)総務課長 戸数については、ちょっと今ここで資料がないので定かではないのですけれども、旧笠間地区につきましては区に入っている世帯が94%ぐらい、友部地区については80%、岩間につきましては74%ぐらいです。残りの方については区に入ってないということで、文書、そういったものにつきましては市の方から直接送付することはいたしておりませんで、施設に置くとか、そういう方法で対応しております。

なるべく区に入っていただくよう啓発活動はしているのですけれども、なかなか入っていただけない。特に、ひとり世帯のアパートの方がなかなか入っていただけないというのが現状でございます。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 区に入らない戸数は、アパートを含めて相当数あるわけですよね。市からのお知らせとかいろいろなものはほとんど来ないわけです。来るのは、税金の通知と納税通知と、それから選挙の公報だけ、それ以外は一切市の行っている行政はわからないというような形が出てきているわけですよ。

ある病院に行ったら、待合室と入院している食堂に市の広報紙がぶら下がっていたんですね。その病院の食堂と待合室に。私、それを見て、何らかの形で行政のサービスというのは、区にそれだけ区費だ何だと払っていて、ほかの人は何も受けていないでわからないと。

その辺は、こことは関係ないんですが、頭に入れて行政を進めてもらいたい。要望です、 これは。

須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 なければ、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

なお、午後1時より再開いたします。

午後零時00分休憩

午後1時00分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木貞夫議員から傍聴したい旨の申し出がありましたので、許可いたしたのでご了承願 いたいと思います。 次に、笠間支所地域総務課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明願います。

笠間支所地域総務課長光又千尋君。

光又笠間支所長兼地域総務課長 それでは、一般会計の笠間支所地域総務課の予算についてご説明申し上げます。

歳入はございませんので、歳出からご説明申し上げますので、42ページをお開き願います。

2款総務費、1項1目の一般管理費は、本所、笠間、岩間支所の予算が計上されておりますので、笠間支所分についてご説明申し上げます。

支所における一般管理事務の予算でございまして、笠間支所の予算は、職員手当等、旅費、需用費、役務費で、12億4,001万9,000円のうち320万5,000円でございます。

主なものにつきましては、43ページをごらんください。

11節需用費の消耗品費1,029万3,000円のうち、笠間支所の予算は300万円で、事務用品等でございます。

次に、46ページをお開き被願います。

下段でございますが、財産管理費も、本所、各支所の予算が計上されております。笠間 支所の予算は、公用車49台の車両の維持管理費に伴う予算でございます。需用費、役務費、 公課費で、2億79万2,000円のうち1,140万9,000円でございます。

主なものにつきましては、11節需用費の燃料費2,120万円のうち630万円、47ページをごらんいただきますと、修繕料1,725万円のうち車検32台を含む修繕料で330万円、12節役務費は、1,822万3,000円のうち105万9,000円で、諸手数料で10万2,000円、車検代行手数料で26万9,000円、自動車損害保険料で64万3,000円などでございます。

次に、49ページをお開き願います。

上段でございます。27節公課費は、先ほどご説明申し上げましたとおり、公用車32台の車検時の自動車重量税で、235万4,000円のうち46万5,000円が笠間支所の予算となってございます。

次に、51ページをお開き願います。

8目笠間支所費でございますが、支所の施設及び敷地の維持管理費などの予算でございます。総額2,458万2,000円で、本年度と比較して823万8,000円の減額でございます。主な要因は、コピーのカウンター料の減、電気保安委託、消防設備委託、清掃委託、施設管理委託の一部などを平成20年度は本所で一括予算化したことが減額の理由でございます。

予算の主なものについてご説明いたしますと、11節需用費の消耗品費は庁舎管理に伴う 消耗品、複写機のカウンター料などで343万円、燃料費は暖房用ボイラー重油などで230万 円、光熱水費は電気、水道料で918万円、修繕料は受水槽、浄化槽及び庁舎の修繕料など で175万5,000円でございます。 12節役務費は309万5,000円で、主なものは通信運搬費の庁舎電話料300万円でございます。 次に、52ページをお開き願います。

13節委託料は337万1,000円で、警備委託料33万3,000円、施設管理委託料152万6,000円、草刈等委託料93万3,000円、浄化槽保守点検委託料38万9,000円が主なものでございます。

14節使用料及び賃借料は101万9,000円で、主なものはコピーの使用料90万8,000円でご ざいます。

次に、ページが飛びまして、124ページをお開き願います。

4目災害対策費は、防災行政無線及び茨城県防災行政ネットワークシステムの管理運用等の予算でございます。本所、各支所の予算が計上されており、笠間支所の予算は1,495万4,000円のうち370万7,000円で、主なものは、11節需用費の消耗品費229万7,000円のうち、防災行政無線屋外子局用バッテリーで175万9,000円などでございます。修繕料は、防災行政無線屋外子局機器ボックスの修繕料で20万円でございます。

次に、125ページの13節委託料は、防災行政無線親局及び屋外子局83局の保守点検委託料で、425万2,000円のうち112万4,000円でございます。

以上が、笠間支所地域総務課予算の主な内容でございます。よろしくご審議をください ますようお願い申し上げます。

須藤委員長 笠間支所地域総務課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

村上委員。

村上典男委員 説明が速いもので、ページをチェックするのがわからなくなっちゃったんですが、公用車が30何台というページありましたね。46ページでしたかね。主に車1台に対して職員が何名ぐらいになるのか。要するに、笠間の支所だけで46台というの多いんじゃないのかなという疑問が一つです。

それと、燃料費630万円、これは主にどこのガソリンスタンドで入れているのか、伺います。

それと、車の保険がありましたね。これも業者さんの名前がわかれば、教えてください。 以上、3点お願いします。

須藤委員長 光又千尋君。

光又笠間支所長兼地域総務課長 まず、公用車で49台でございますが、旧笠間地域で。 〔「ページを言ってください」と呼ぶ者あり〕

光又笠間支所長兼地域総務課長 46ページの財産管理費につきましては、公用車49台の維持管理に伴う予算でございまして、旧笠間地区、公民館、今で申し上げますと保健センター、図書館等、保育所、出先等含めた中の台数が49台でございます。

現在、職員につきましては、支所だけで現在114名の職員が勤務してございます。

それから、燃料費でございますが、燃料費につきましては、主に市内の給油所で給油を

しているのが現状でございます。

それから、自動車損害保険料64万3,000円につきましては、車検時の自賠責の保険料で ございます。

以上でございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 まず、車の台数49台で114名というと、おおむね2人に1台の割合ですけれども、これは率直に伺いますけれども、足りないんですか、多過ぎるんですか、ちょうどいいんですか、それが一つ。

それと、燃料費、これは市内指定業者があるんでしょうか。それとも、どこでも市内だったら入れてもいいよということになっているんでしょうか。

須藤委員長 光又千尋君。

光又笠間支所長兼地域総務課長 今ご質問の2人に1台ぐらいというお話なんですけれ ども、嘱託徴収員等については、1人1台公用車を与えております。あと、特に多いのは 福祉課関係で、外へ出る関係で福祉課等にも公用車は多く配置してございます。

それから、地域総務課で、貸し出し用として、笠間支所管内の各課で使える共有車ということで、2台ほど現在保有してございます。

多いのかということになりますと、大分、総務課の公用車を貸してくださいという、ほかで足りなくて貸してくださいという課がございますので、課によっては少ないのかなという考えもございますが、現在、先ほどご指摘がございましたとおり約2人に1台ということで、会計課等は公用車がございませんが、各課1台程度は最低でも配置をしているというのが現状でございます。

須藤委員長 光又千尋君。

光又笠間支所長兼地域総務課長 **笠間支所だけでは**33台、出先が16台でございます。大変申しわけございません。

村上典男委員 課長の認識では、少ない、足りないという認識かな。

それと、燃料費の指定業者。

光又笠間支所長兼地域総務課長 燃料費の指定はしてございません。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 ということは、市内ということも指定されてないということなのか。要するに、どこで入れてもいいよと、領収書だけもらっておけばいいよということなのか。

須藤委員長 光又千尋君。

光又笠間支所長兼地域総務課長 **指定はございませんが、給油伝票で市内で入れていた** だくということでございます。

村上典男委員 3回質問したらだめですか。

須藤委員長 いいです。

村上典男委員 ちょっとくどいようですけれども、この燃料費について指定がないということは、例えば出張に行った先で入れるのはしようがないとしても、基本的には笠間市内で入れなさいというような取り決めはないということなんですね。岩瀬で入れようが、例えば職員が自分ちでガソリンスタンドをやっていたと、笠間市以外で。じゃあ自分ちで入れてもいいよという認識でいいんですか。

須藤委員長 光又千尋君。

光又笠間支所長兼地域総務課長 基本的には、笠間市内の給油所で入れていただくということでございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 それを指定というんです、普通一般的には。笠間市内で入れなさいという指定というんですよ。ですから、私は指定があるんですかと聞いたんです。そういうふうに答えてもらえばすぐわかることなんですけれども、2回の質問の時間を消耗してしまいました。済みません。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 今の関連ですが、車検ですね。笠間市には相当数の自動車屋さんがいるわけですよね。それは平等に割り振るような形で車検をやっているんですか。平等に、偏らないように。

須藤委員長 光又千尋君。

光又笠間支所長兼地域総務課長 **車検につきましては、本庁の管財課の方から指定がございまして、そちらの方へ車検をお願いしているところでございます。これも市内の業者さんが大半でございます。**

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 私の言っているのは、市内の業者さんだけど、偏るようなことはないんでしょう。何十軒とあるところに平等に割っているんでしょうよ。

須藤委員長 光又千尋君。

光又笠間支所長兼地域総務課長 これは管財課の方で順番でやっているということでございます。

須藤委員長 ほかにありませんか。

なければ、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

午後1時16分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩間支所地域総務課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明願います。

岩間支所地域総務課長横田文夫君。

横田岩間支所長兼地域総務課長 それでは、ご説明を申し上げます。

岩間支所地域総務課の所管といたしましては、歳入はございませんで、歳出のみでございます。

予算書の42ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。本年度予算額12億4,001万9,000円でございますが、このうち岩間支所の分といたしましては182万1,000円でございます。

43ページをお開き願います。

右手の節の欄をごらんいただきまして、中ほどより少し下になりますが、11節の需用費で1,287万4,000円とありますが、岩間支所の分といたしましては156万3,000円でございます。一番右手の説明の欄をごらんいただきますと、主なものといたしましては、消耗品費でございます。1,029万3,000円とありますが、岩間支所の分といたしましては150万円でございます。支所全体の集中管理によります一般事務用品、新聞講読料、法令加除代でございます。

次に、46ページをお開き願います。

下の方になりますが、5目の財産管理費でございます。本年度予算額2億79万2,000円でございますが、このうち岩間支所の分といたしましては869万1,000円でございます。公用車の管理業務に伴うものでございます。

11節の需用費で6,800万4,000円とありますが、岩間支所の分といたしましては726万2,000円でございます。主なものといたしまして、燃料費がございます。2,120万円とありますが、岩間支所の分といたしましては400万円でございます。公用車36台分の燃料費でございます。次に、47ページをお開き願います。右手の説明の欄でございます。上から3行目、修繕料で1,725万円とありますが、岩間支所の分といたしましては322万円でございまして、公用車27台分を含みます車検整備を初めとする修理代でございます。

次に、12節の役務費で1,822万3,000円とありますが、岩間支所の分といたしましては90万7,000円でございます。主なものといたしましては、車検代行等手数料及び自動車損害保険料でございます。

次に、52ページをお開き願います。

9目岩間支所費でございます。庁舎内外管理全般に関するものでございます。本年度予算額1,768万7,000円でございます。対前年度で471万1,000円の減となっておりますが、これはエレベーター、空調設備、消防設備、電気保安業務の保守点検委託料の支払いを本所において一括して行うことによるものと、光熱水費などの減によるものでございます。

それでは、節の欄をごらんいただきまして、11節の需用費1,255万2,000円でございます。

説明の欄をごらんいただきますと、消耗品費234万9,000円でございますが、コピー機5台分のカウンター料及び庁舎内管理用の消耗品代でございます。次に、光熱水費924万円でございますが、電気料及び上下水道使用料でございます。

次に、12節の役務費144万円でございます。電話料でございます。

次に、53ページをお開き願います。

上から、13節の委託料278万6,000円でございますが、主なものといたしまして、庁舎の 警備委託料、支所構内の草刈等委託料、庁舎内外の清掃委託料でございます。

次に、124ページをお開き願います。

8 款消防費の4目の災害対策費でございます。本年度予算額1,495万4,000でございますが、このうち岩間支所の分といたしましては544万円でございます。防災行政無線の管理運営及び災害対策に伴うものでございます。

125ページをごらんいただきます。

上から、13節の委託料で602万8,000円とありますが、岩間支所の分といたしましては 183万3,000円でございまして、防災行政無線の保守点検委託料でございます。

次に、18節の備品購入費で345万円とありますが、このうち岩間支所の分といたしましては330万円でございます。防災無線の戸別受信機の100台分の購入費でございます。これは転入世帯など新規で設置を希望する世帯への貸し付け用として、また各世帯に貸し付けしてあります戸別受信機の故障及びふぐあい発生時の修理期間中の交換用として準備をしておくためのものでございます。

以上でございます。

須藤委員長 岩間支所地域総務課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

村上委員。

村上典男委員 46ページ、財産管理費、車の台数、先ほどの笠間支所の続きですが、岩間支所36台分とございますが、岩間支所職員の数、要するに車1台当たり職員が何名かというのをちょっと聞きたいんですね。笠間は大体2名だったんです。

それと、車の燃料費、726万円でしたかね。これを入れている業者名を教えてください。 須藤委員長 横田文夫君。

横田岩間支所長兼地域総務課長 お答えをいたします。

職員数でございますが、59名ほどおります。

それから、燃料費でございますが、岩間支所の分といたしましては400万円でございます。

それから、ガソリンスタンドでございますけれども、岩間地区に10店ほどスタンドがございます。鈴木さん、農協、小沼さん、仲田さん、柴田さん、加藤さん、神田さん、平澤さん、米屋さん、本橋さんでございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 車の台数36台で59名、1台当たり笠間よりも多いという計算になりますが、率直に、車の台数というのは足りているんですか、足りてないんですかというのが一つ。

それと、これは確認なんですが、旧岩間のガソリンスタンド10店大体平等に使っている という認識でよろしいのか、この2点お願いします。

須藤委員長 横田文夫君。

横田岩間支所長兼地域総務課長 お答えいたします。

先ほどちょっと申し足りない部分がございまして、岩間支所で管理しておりますのは36台ではございますが、老人福祉センター、岩間の保健センター、海洋センター、給食センター、図書館、公民館、小学校が3校、中学校、これらに1台ずつ10台貸し付けをしてございます。それと、バスが2台、トラックが1台、ダンプが1台、軽トラが2台、これらが6台ありますので、純然たる職員が乗っています台数、岩間支所の職員が乗っています台数としては20台ということになります。

足りているのかというようなご質問でございますが、時によってはそうでない場合もご ざいますし、何とかこの台数でやりくりをしているという状況でございます。

それから、このガソリンの給油でございますが、この10店のスタンド平等に入れているのかというご質問ですが、岩間支所の場合には全部車ごとにスタンドを指定してございます。平等にいくように指定しておりますので、そのように運用されていると考えております。

須藤委員長 ほかにありませんか。

西山委員。

西山 猛委員 まず、前からも引き継いでいる件ですが、防災行政無線の件、これが今現在どういう状況かということになりますと、わずかな放送をするために多額な費用を投じてそのまま続けているというのが現状なんですが、300基ですか、先ほど言ったのは。じゃあ少なくとも200件ぐらいの世帯ふえたと、そういうことなんでしょうかね。ちょっとお尋ねいたします。

須藤委員長 横田文夫君。

横田岩間支所長兼地域総務課長 戸別受信機の購入のことでございますが、100台を購入する予定でございます。

それで、これはなぜかと申しますと、新規で貸与するための準備、それから故障のときの修理期間中に貸し出しをするためのもの、それからもう修繕できないというものも出てまいります。現在、在庫が60台でございますので、これらを考えますと、100台程度新たに購入しまして、これらに備えていきたいということでございます。

須藤委員長 西山委員。

西山 猛委員 60台あって、追加100台さらに在庫したいんだと、160台にしたいんだということなんですよね。今までの岩間地区の有線放送から無線にかわって、その無線が今どういう状況か。アナログ無線を使用しているので、これから無線の範囲を広げたり、中身を変えたりということはちょっと難しいと。デジタルで一本化ということを考えていると、笠間市では。そういうことを言って、今現在のアナログの使用している無線については、足踏み状態にしてあったわけですよ。

ところが、今の話を聞きますと、60台にさらに100台を必要としてそれを予算化したということですよね。これ今後どのようになっていきますか、今後の推移、よろしくお願いします。

須藤委員長 横田文夫君。

横田岩間支所長兼地域総務課長 西山委員のご質問にお答えしますが、合併以後、運用の方法が若干旧岩間時代とは異なったといいますか、少なくなった部分があるわけでございます。そういったこともございまして、1軒1軒への配布で、特に防災無線の戸別受信機についての取り扱い、これらについてもう一度再確認の意味でお願いをするチラシをお配りをしたわけでございます。

それから、デジタルへの移行ということを質問されたわけでございますが、今現在アナログです。それで、デジタルへの移行ということなんですが、いつからすべてデジタルに移行しなくちゃならないとか、デジタルにしなければならないということはないそうでございます。アナログのまま、このまま運用して差し支えないということでございますので、岩間地区の場合には戸別受信機が主体になっているわけでございますが、当分の間は現在の形で十分活用していくということで考えております。

それから、この戸別受信機の台数ですが、市民窓口課の方の統計。

須藤委員長 ちょっと横田君、今話し中ですけれども、質問と答弁がずれている。今聞いているのは、今60台あって、また100台追加して、今後どのようになっていくんだということだけ聞いていて、それ以外のことは答弁してもらわなくても、質問だけに答えていただければ結構です。

総務部長。

塩田総務部長 西山委員のご質問にお答え申し上げます。

防災行政無線でございますけれども、今、合併をいたしまして、合併調整方針の中で、 現在の機器をそれぞれ基本にするということで、新市において新たに創設するということ で合併調整方針を出しております。

今現在、今後の防災行政無線については、デジタル化を目指してくださいということで国の方の方針が出ております。これをやりますと、今現在の試算で、概々算でございますが、約10億円、笠間市全域を10億円かけないと整備できないという状況がございます。今現在のままの運用でも十分目的は達成できるということがございますので、デジタル化に

向けた検討はこれからということで、当面は、補充をしながら、修理をしながら使ってい くということで考えてございます。

以上です。

須藤委員長 **西山委員。**

西山 猛委員 要するに、これからの時代はデジタル化なので、さらには、今のこの無線機を使った情報よりも、例えばインターネットのような、そういうふうな時代になってきているんだから、今の状況をあるものはそのまま継続しようと、それを拡大するという考えは持っていないと、そういうことでいいと思うんですよ。しかし、60台あって、さらに100台欲しいんだという理屈は、私は今の総務部長の答弁と反すると思うんですよ。

つまりこういうものこそ補正を組めばいいんですよ、そのときに。そのための補正なんですよ。違いますか。何年先のこと考えてこれやっているんですか。

私は前に言ったと思うんですが、この無線を今は、電源を入れてボリュームを小さくしている人もいるし、抜いちゃっている人もいるし、これはむだだ、邪魔だという人もいるし、いや、なくなっては困るんだという人もいる。そもそもの防災行政無線の本来は防災なんだと。だから、行政や議会の放送していたことは違法につながるんだと。そこまで皆さんと議会とで議論したと思うんですよ。それは岩間時代の行政区の問題だから、それを今さらといったときに、実はあのころは違反だったんです、違法だったけれどもこういうことをやっていたんだと。でも便利だったと、こういうふうな話になってしまうんですよね。

ですから、それはここできちっと、1市2町が合併して一つになったとすれば、どこかに合わせなくちゃならないと思うんですよ。本来は便利なところに合わせるんだから、便利である岩間地区の各戸の無線の体制に合わせるのが筋なんですが、そうしますと、今度はデジタル化して先ほど言ったように10億円もの大枚をはたかなくちゃならないと。ということになりますと、なかなかそれが難しいと。時代が変わって違う情報の伝達の方法があると、こういうことだと思うんですよ。

ならば、この予算措置が、本来であれば、今言ったように100台もの余分なものを今こ こで見込みで購入するよりも、やはりその場その場である程度補正を組んで対応していく のが、そのための補正の措置じゃないですか。

最後に伺います。

須藤委員長 横田文夫君。

横田岩間支所長兼地域総務課長 100台購入の理由といいますか、わけでございますが、 実は、市民窓口課の方から得ました情報ですけれども、ことしの2月末現在で、昨年度比 べまして52世帯ほど増加してございます。そういった世帯が増加すれば、当然新規で貸与 ということも考えなければなりません。それと、修理期間中の貸し出し用、これが前年の 実績で申し上げますと25台貸し付けをしてございます。それから、昨年の実績では、転入 等によって新規に貸し付けをした台数が6台でございます。

それで、正直のところ、市民窓口課にお願いをして、新たな転入者に対して、十分そういった防災戸別受信機のPRということがなされてまいりませんでしたので、そういったことをこれからは積極的に行っていかなくちゃならない。このためにも、在庫台数として準備をしておかねばならないというように考えてのことでございます。

須藤委員長 西山委員。

西山 猛委員 これで本当に最後にしますけれども、転入予定者が50何名かいるんですか、それとも転入したんですか。転入しているんでしょう、当然。数がはっきりしたわけですから、おおよそじゃないですから、見込みじゃないですからね。そうしますと、60台のうちでそれを出してあるんだと、貸与してあるんだと、既に。貸与してあって、あとわずか8台しかなくなってしまったんだと。ですから、その辺のところでダブルところ言ってくださいよ。説明してください。

須藤委員長 横田文夫君。

横田岩間支所長兼地域総務課長 **去年の実績では、52世帯が増加をいたしました。それで、新規に貸与した台数としては6台でございます。この52世帯の中には、こういったことがわからなかったという方も多分にあったかと思います。**

須藤委員長 ほかに質疑ありますか。

常井委員。

常井好美委員 総務部長、今の説明の中で屋外無線、うちの方に1カ所、B&Gという 運動公園に1基つけてあるんですが、北川根、友部地区の地域の放送とか、そういうのは よく聞こえるんですよ。岩間にある、近くにあるその屋外拡声機が、押辺あたり全然聞こ えないんです。それで、何回も岩間時代にもお願いしたんですが、合併してからも、だれ だったかな、お願いしたんですが、それ見ていただいて、聞いていただいて、早急にそれ を整備してもらわなきゃ意味ないんですよ。

聞こえないんです。うちの屋敷になんかいて、1年のうち1回か2回は、幾らかかすかに聞こえるかな、あとは聞こえないんです。やはりそういうのも平らにしてもらわないと、ちょっと問題かなと思うんです。

言っても、はいとそのときは返事して、全然進まないんですね。進めてください。先ほど総務課長、十分ですということを言ったから、十分じゃないんです。

須藤委員長常井委員、要望ですね。

常井好美委員いや、ちょっとそのことについて。

須藤委員長 横田文夫君。

横田岩間支所長兼地域総務課長 押辺地区の近くには海洋センターにございます。それから、上安居となりますとやはり遠くなりますか、岩間の場合には、すべてを十分満たしているということではなくて、そのために戸別受信機というものを設置していると思うん

ですね。そのようなことで、ぜひ戸別受信機の方の活用をお願いするということです。

須藤委員長 常井委員。

常井好美委員 その答えはちょっと私ら理解できないです。そのために屋外のあれだけ膨大なかかりをかけてやっていて、聞こえるところと聞こえないところがあるから、聞こえないところは各自無線を進めているんだというのは、それはちょっと説明の中ではおかしいんですが、はっきりそれを直してもらわなきゃならないんです。平らに、聞こえるように。

友部地区発生の事件なんかよく聞こえて、地元のすぐ隣にある事件が何で聞こえないの。 それでその地域の住民は黙っていますか。困りますね。お願いします。

須藤委員長 塩田満夫君。

塩田総務部長 常井委員さんのご質問にお答え申し上げます。

友部地区の方の屋外無線機はよく聞こえるけれども、岩間地区の屋外無線機については余り聞こえないということでのご質問でございますけれども、基本的には、友部地区、笠間地区については屋外無線機、岩間地区については戸別無線機ということで実施をしているところでございます。ご承知のとおりでございますが、それを補完するということで、今、押辺地区の屋外無線機ということになっているかと思います。

この辺について、支所の方で再度確認をさせていただいて、できるだけ、完全とはなかなかいかないと思うんですが、補完するという点からしますと、完全とはいかないと思いますけれども、なるべく住民の皆さんに確認いただけるようなことで調整をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 茨城町のやつが物すごくよく聞こえるんですよ。今、屋内の防災無線と言ったけれども、今、屋内の防災無線はないですよ、岩間には。みんな、切っちゃって。何を勘違いしているの、おたく。ないですよ、1台も。ないの、屋内無線は。

だから、常井委員さんが言うとおり、屋外のボリュームアップしなければ役をしないの、 あそこの防災無線は。まず本当に、その下にいたって聞こえないよ。それは勘違いしない でくださいよ。岩間の家庭内の防災無線はみんなないんですから、現在。

須藤委員長 その点、よく執行部でも再確認していただきたいと思います。

横田文夫君。

横田岩間支所長兼地域総務課長 ただいまのご質問でございますが、岩間地区には4,33 2台ほど貸し付けをしてございます。それで、防災無線の取り扱いということで、回覧板 で、戸別配布で、戸別受信機の取り扱い、十分また再確認の意味でお願いしたいというこ とで各家庭にチラシを配布してございます。

須藤委員長 ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後1時49分休憩

午後2時00分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財政課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

財政課長大和田俊郎君。

大和田財政課長 それでは、財政課所管の歳入歳出予算のご説明を申し上げます。

予算書の17ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、中段の2款地方譲与税からでございます。1項1目の自動車重量譲与税につきましては、19年度より1,000万円減の3億円を見込んでおります。

また、その下の2項1目の地方道路譲与税、これにつきましては1億500万円で、19年度より500万円の減を見込んでおります。

続きまして、その下の3款利子割交付金でございますが、これにつきましては1,342 万4,000円増の4,385万2,000円を見込んでおります。

ページを返していただきまして18ページでございます。

4款の配当割交付金でございますが、1,838万8,000円増の4,546万8,000円を見込んでおります。

また、その下の株式等譲渡所得割交付金、これにつきましては1,444万3,000円減の2,306万5,000円を見込んでおります。

続きまして、その下の地方消費税交付金でございますが、6,931万8,000円減の6億9,822万6,000円を見込んでおります。

一つ飛びまして、8款の自動車取得税交付金でございますが、これは前年と同額の2億円を見込んでおります。

続きまして、その下の9款地方特例交付金、1項1目の地方特例交付金でございますが、5,200万円増の8,500万円を見込んでおります。これにつきましては、特例交付金で児童手当の拡充分と、20年から税源移譲に伴いまして所得税で差し引けなかった住宅取得控除がございます。それが地方税で差し引かれるということで、それの特例交付金として財源手当がございます。これが8,500万円のうちの5,000万円を見込んでおります。

続きまして、その下の特別交付金、2項でございますが、これは前年より700万円減 の1,400万円でございます。これにつきましては、平成11年から恒久減税というのがござ いました。その減税分を、地方の収入減になるということで、補てんをして特例交付金に 今まで算入していたのでございますが、それが18年で切れまして、19年からなくなるということで、経過措置分としてこの金額が来ております。

続きまして、10款の地方交付税でございます。これは前年より5億5,100万円減の50億5,000万円を見込んでおります。これにつきましては、市全体の歳入の増、また合併に伴う包括算入分の減でこれ分の減になっております。

続きまして、30ページをお開きいただきます。

2目利子及び配当金でございます。その上の三つございます。財政調整基金利子219万5,000円、減債基金利子286万1,000円、土地開発基金利子411万7,000円、これは基金の利子でございます。また、それから二つ飛びまして、みずほホールディングス配当金、これが5万4,000円、これも基金の株で持っているものの配当金でございます。

続きまして、次ページ、31ページをお願いいたします。

中段になります。17款寄附金、1項1目の一般寄附金でございますが、項目のみの設定となってございます。

続きまして、次ページ、32ページをお願いいたします。

18款の繰入金、2項の基金繰入金でございます。1目の財政調整基金繰入金につきましては、一般財源充当ということで6億4,434万9,000円見込んでおりまして、前年度1億8,631万8,000円の増でございます。その下の2目減債基金繰入金につきましては、前年同額の差額を見込んでおります。

続きまして、33ページ、後段になります。19款繰越金でございます。 2 億円で前年同額 でございまして、前年度からの剰余金ということでございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

21款の市債でございます。市債につきましては、総務債から臨時財政対策債までございます。総額36億9,180万円で、1億7,600万円の増となっております。

主に、総務債につきましては、岩間支所の改築事業債で4,700万円、地方公営企業等金融機構出資債510万円ございますが、これにつきましては、後で歳出の方でもご説明申し上げますが、国で設置しておりました地方公営金融公庫が10月1日より地方公共団体で出資するこの機構にかわりますので、そこに対する出資金でございます。その起債でございます。

民生債につきましては、社会福祉債で470万円、これは借換債、借りかえ分でございます。また、児童福祉債では2,930万円で、南小学校の整備事業分と借りかえ分、あと3目の衛生債でございますが、保健衛生債で、これは借りかえ分でございまして8,150万円でございます。

4目の農林水産業債でございますが、まず、農業債につきましては、6,230万円で、これは経営基盤等の土地改良分、また中山間等の事業費でございます。2の林業債につきましては、林道整備債で1,330万円でございます。

5目の土木債でございますが、まず、1の道路橋梁債でございますが、9億7,400万円、これは臨時地方道整備とか市道整備、また借りかえ分でございます。2の都市計画債でございますが、10億6,870万円、これは友部駅、岩間駅、また稲田駅の駅前周辺トイレ整備事業債と借りかえ分でございます。3の住宅債でございますが、1,510万円、これは借りかえ分でございます。

6目の消防債でございますが、9,910万円、これにつきましては、防火水槽、また拠点整備事業債ということでございまして、消防本部の消防指令の機械整備の事業債でございます。

7目の教育債でございますが、5億9,170万円で、1の小学校債は3,890万円でして、これはこれまでの借りかえ分でございます。また、2の中学校債でございますが、5億5,280万円、これにつきましては、友部中学校、岩間中学校の改築、またこれまでの借りかえ分でございます。

8目の臨時財政対策債でございますが、7億円で、前年度に比べまして5,000万円の減でございます。これにつきましては、地方財源の不足分を補てんするために発行されるものでございまして、今まで特定事業に充当されておりましたが、この臨時財政対策債については一般財源化されるというものでございます。交付税で不足する分をこの起債で対応するということで、後年度100%交付税算入されるものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

45ページをお開きいただきます。

後段になります。3目の財政管理費でございますが、1,771万円で、対前年度比1,129万3,000円の増となります。

主なものでございますが、次ページをお開きいただきます。一番上の需用費で印刷製本 費でございますが、これにつきましては予算書等の印刷代でございます。

その下の13節の委託料でございますが、平成21年秋までに整備しなくてはならない財務 諸表、財務4表と申しますけれども、バランスシート、行政コスト計算書、資金収支計算 書、純資産変動計算書というものが、今度新たに公会計制度の改革によりまして義務づ けられました。それに対する連結の各事業の作成を委託するものでございまして、320 万3,000円を計上しております。これは新規でございます。

その下の投資及び出資金でございますが、570万円、これは先ほど申しました地方公営 企業等金融機構への出資金でございます。

28節の繰出金でございますが、これにつきましては、先ほど歳入の方で申しました利子 分、土地開発基金の利子分をここで繰り出しまして積み立てるものでございます。

続きまして、後段、その下の5目財産管理費でございます。2億79万2,000円のうち、 財政課所管は875万4,000円でございます。

主なものといたしまして、13節の委託料でございますが、4番目でございます。電算業

務委託料がございます。196万円、これにつきましては、今までの業者の参加願が19年、20年と2年間であるわけですが、この21年で更新を迎えます。そのときに、県で共同でつくりました電子申請システムというのがございまして、そこで共同利用をしようということで環境設定委託で70万円、そのほかに、その申請したものを、今、笠間市で使っております業者管理システムがございます。そこにカスタマイズするということで、業者管理の契約事務のカスタマイズ料で126万円、合計196万円を計上しております。

続きまして、48ページをお願いいたします。

14節の使用料及び賃借料でございますが、この3番目、電算システム使用料でございます。380万円、これにつきましては、先ほどの入札参加資格の電子システムの共同利用使用料ということで維持管理費が50万円、19年度から導入しました電子入札システムの利用料で330万円で380万円でございます。

19節の負担金補助及び交付金では、一番上の研修負担金1万円、これにつきましては契約検査のときの研修会の負担金でございます。

その負担金の下から4番目、入札参加資格電子申請システム共同利用負担金、これにつきましては、県への開発経費分として、1回限りでございますが、60万円を支出するものでございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

中段になります。15目の基金費でございます。511万円で、前年から見ますと302万2,000円の増でございます。これにつきましては、財政調整基金の積立金と減債基金の積立金でございまして、先ほどの歳入の方の利子分を積み立てるものでございます。

続いて、ちょっと飛びますが、153ページをお願いいたします。

後段になります。11款公債費です。公債費の1目元金でございますが、24億4,018万7,000円で、前年度比といたしまして4億59万7,000円の増でございます。これにつきましては、長期債元金、また借りかえ分が入っておりまして、24億4,018万7,000円となっております。

2目の利子でございますが、5億1,139万6,000円で、2,491万5,000円の増でございます。 これにつきましては、長期債利子分でございます。あと一時借入金として50万円が計上されております。

3目の公債諸費でありますが、償還金の振り込みのときの手数料として6万9,000円を 計上しております。

続きまして、その裏のページの154ページをお願いいたします。

12款諸支出金の1項公営企業費、まず、1目上水道事業出資金でございます。1億7,462万1,000円で、前年度比4,188万9,000円の減でございます。主に、繰り出し基準によるルール分といたしまして、19節の負担金補助及び交付金で、上水道広域化促進対策補助金として1,001万円、また上水道高料金対策補助金として1億4,909万7,000円、水道事業

補助金として、これは消火栓の維持管理になりますが、115万円でございます。24節の投 資及び出資金でございますが、上水道広域化促進対策出資金といたしまして1,436万4,000 円でございます。

続きまして、2目の病院事業出資金でございますが、1億1,130万6,000円、前年度比2,117万1,000円の増でございます。19節の負担金補助及び交付金で、笠間市立病院への事業の運営補助として8,000万円、また24節の投資及び出資金で3,130万6,000円の支出を予定しております。これも繰り出し基準によるルール分でございます。

その下の13款予備費でございますが、予備費は調整ということで、あとは非常ですね。 予算で緊急のときがあったときに使うということで、2,000万円を計上しておりまして、 前年度と同額でございます。

以上、財政課所管の説明を終わります。

須藤委員長 財政課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

横倉委員。

横倉きん委員 154ページ、諸支出金のところの1目上水道事業出資金の中で、上水道 広域促進対策補助金、どの地域か、そういう地域がはっきりしているのかどうか。

あとは、上水道対策補助金ということで、水道料金の事業補助ということですが、具体的にはどういう形でどういうところに補助をつけているのか。

須藤委員長 大和田俊郎君。

大和田財政課長 水道広域化促進対策の補助金でございますが、笠間水道事業分でございます。これにつきましては、飯田ダムの関係で、広域化したということの中で、補助金につきましては、今までの借りた償還利子の部分の30分の7を一般会計で持つということでございます。経営基盤の強化とか資本負担の軽減を図るために出資するものが、その下の投資及び出資でございまして、それもやはり笠間水道でございまして、こちらは償還元金の30分の7でございます。

須藤委員長 ほかにありませんか。

村上委員。

村上典男委員 ちょっとページが見当たらなくて申しわけありません。契約書関係は、こちらでよかったんでしょうかね。いろいろな課にまたがっていると思いますが、土地改良区の契約書に関してなんですが、今から数十年前、20年ぐらい前でしょうかね。友部町の時代に、契約書を住民の方と締結している部分が幾つかございますね。その中の一つに、土地改良区の水の使用権の問題の契約書があるんですが、前年に対して金額は半分にして、よく頑張って半分にしたなというふうに褒めてあげたいところなんですが、契約書の内容をできれば公開していただきたいんですね。

というのは、一事不再理の原則というのももちろんございますけれども、時のトップの

方が住民の方と合意の上で持った契約書が、合併と同時にそれがほごされてしまっている というような話を聞き及んでいるわけなんですけれども、それは笠間ルールで、ありなの かどうなのか、これからもそういうのがあるのかどうか。契約に対する認識、これを総務 部長にちょっと伺いたいんですよ。

須藤委員長 大和田俊郎君。

大和田財政課長 **各契約書につきましては、その担当課が持っていまして、私どもの契約検査室は、その契約をするだけな**んですね。ですから、各契約書は各担当課で持っていますので、そちらでお調べというか、見ていただければわかると思います。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 じゃあ、その担当の課が来るまで、手ぐすね引いて待っていることにしますが、もし総務部長、差し支えがなければ、契約に関する所感を簡単に述べていただければありがたいんですが。

須藤委員長 総務部長塩田満夫君。

塩田総務部長 村上委員のご質問にお答え申し上げます。

契約ですから、当然のことながら継承しているということにはなろうかと思います。ただ、20年前の契約ということで、中身といいますか、状況が変わっているというようなことがあれば、今後調整していくべきだろうとは思いますけれども、原則的には継承しているということになろうかと思います。市と土地改良区の契約ということですね。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 最後になりますが、財政の責任者として、予算書は別にして、客観的に 収入と支出のパランスを見たときに、笠間市としての企業としての経営、どういうふうに お感じになっているのか、ちょっと伺いたいんですね。

須藤委員長 大和田俊郎君。

大和田財政課長 例えば私の家庭として考えてみます。そうしますと、収入が大分今きつくなってきている中で、いろいろな料金とか何か高くなってきているというのは、どこでもこれは考えると思いますね。ですから、収入をある程度上げるためにはどうしたらいいか、また歳出をどう切り詰めるかというのが一番重要になってくると思いますので、現実的に見ましても、収入が減になって、ある程度抑えるところは抑えているような形で今経営しています。そして、どうしても足りない分につきましては、貯金であります財政調整基金とか何かを取り崩さなければならないという状況でございますので、できるだけその収入をふやすために今からどうしたらいいかというやつが、一番重要になってくるのかと思います。そのためには、やはり私どもも切り詰めるところはどんどん切り詰めていきたいという考えで今おります。

須藤委員長 ほかにありませんね。

質疑を終わります。

午後2時22分休憩

午後2時23分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、管財課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

管財課長柏原 博君。

柏原管財課長 それでは、平成20年度管財課分一般会計予算歳入歳出について説明いた します。

20ページをお開き願います。

歳入について、13款の使用料及び手数料でございますが、1目の総務使用料1,327万2,000円、うち管財課分12万5,000円、庁舎使用料としまして、笠間支所の常陽銀行CD機械設置3万6,300円ほか3件等で12万5,000円でございます。

続きまして、29ページをお開き願います。

16款の財産収入、1目の財産貸付収入1,882万9,000円、うち管財課分882万9,000円でございます。内訳としまして、土地貸付収入、北山展望台、NTTドコモほか32件で882万8,000円、あとその下にあります建物貸付収入、科目設定により1,000円計上しております。

続きまして、30ページをお開き願います。

30ページの上から4番目の庁舎建設基金利子としまして57万1,000円、その下のみどりの基金利子としまして50万 6,000円でございます。

続きまして、31ページをお開き願います。

16款の財産収入としまして、1目の不動産売払収入、科目設定により1,000円計上しております。物品売払収入についても、科目設定により1,000円計上でございます。

33ページをお開き願います。

18款の繰入金、12目の庁舎建設基金繰入金としまして、庁舎建設基金の3,988万8,000円でございます。内容としましては、岩間支所の公民館、図書館等の工事でございます。

1目の大池田財産区繰入金80万円、職員の事務費等としまして繰入金として計上しております。

36ページをお開き願います。

一番上の電話使用料、本庁舎、笠間支所、岩間支所の3カ所分で12万円でございます。

37ページの上から3番目の自動販売機設置料・電気料でございます。本所、笠間支所、 岩間支所の35万円でございます。

38ページをお開き願います。

上から3番目の駐車場利用料としまして、職員等の駐車場利用料分で684万 6,000円でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

46ページをお開き願います。

2款の総務費、5目の財産管理費、内容としましては、管財課分と財政課分、笠間支所、 岩間支所の地域総務課分等が予算で計上しております。2億79万2,000円、うち管財課分 1億7,192万8,000円でございます。

11節の需用費6,800万4,000円、うち管財課分5,073万円、消耗品等1,152万7,000円、うち管財課分1,107万3,000円、内容としましては、コピー使用料のカウント料13台分、トイレットペーパー等でございます。

次に、燃料費2,120万円、うち管財課分1,090万円、内容としましては、庁舎燃料費等の ガス、灯油と、公用自動車燃料等の186台分でございます。

47ページをお開き願います。光熱水費1,800万円、内容としましては、庁舎電気料1,650万円、庁舎上下水道料金150万円等でございます。

修繕料1,725万円、うち管財課分1,073万円、庁舎及び設備等の修繕、ドア修繕、蛍光灯、バッテリー等の交換等で400万円を計上しております。あと公用車修繕料としまして、車検修繕代58台分、タイヤ、バッテリー交換、エンジンオイル等で673万円を計上しております。

12節の役務費1,822万3,000円、うち管財課分1,624万7,000円、通信運搬費444万円、内容としましては、本庁舎の電話料、携帯電話13台分で444万円でございます。

諸手数料46万1,000円、うち管財課分28万9,000円、内容としましては、タイヤ交換等の 手数料、名義変更手数料、廃車手数料、車両購入手数料等でございます。

続きまして、車検代行等の手数料としまして88万 6,000円、うち管財課分40万 6,000円、内容としまして、公用車継続車検代行手数料58台分でございます。

検査手数料19万1,000円、うち管財課分9万4,000円、車検登録手数料の58台分の9万4,000円でございます。

自動車損害保険料794万3,000円、うち管財課分671万3,000円、内容としまして、自賠責保険等で58台分129万9,000円、任意保険、全国市有物件災害共済会321万9,000円、市民活動課の貸し付け車両10台分及び特殊車両、市長車、副市長車と議長車の3台で219万5,000円でございます。

建物災害の保険料でございますが、笠間市役所建物ほか115件分410万円でございます。 13節の委託料3,260万5,000円、うち管財課分3,064万5,000円でございます。内容としま しては、庁舎警備委託、本所分、ガードマン等でございますが、447万3,000円でございま す。 続きまして、施設保守点検委託料466万9,000円、内容としましては、空調設備保守点検 委託料、本所、笠間支所、岩間支所等の分を合わせて315万1,000円、自動ドア保守点検委 託料、4台分で、年4回点検ということで25万2,000円でございます。あとエレベーター の保守点検料、本所、岩間支所分で126万6,000円でございます。

施設管理の委託料としまして1,031万3,000円、内容としまして、庁舎ビル管理委託料、本所、笠間支所、岩間支所の分198万9,000円、庁舎定期清掃委託料、笠間支所は共有部分のみで、あとは本所と岩間支所分、合わせて510万8,000円でございます。あと、笠間支所日常清掃委託料としまして321万6,000円でございます。

設計業務の委託料としまして、岩間支所改築工事監理業務としまして217万4,000円でございます。

植栽管理の委託料が29万4,000円で、市庁舎前の樹木管理等の委託料でございます。

草刈等委託料362万円、市有地草刈り等の委託、駐車場の管理及び笠間市役所等143万円、 松山団地内の緑地、のり面、2万8,000平米でございますが、129万円、あと下市毛地内に ヒノキの伐採ということで、柿の木坂造園前の市有地ヒノキ伐採、抜根30本ということで 90万円計上しております。

消防施設保守点検委託料130万2,000円、内容としましては、本所庁舎、笠間支所、岩間 支所の3庁舎分でございます。

あと、清掃委託料としまして272万2,000円、本庁舎の日常清掃委託分としまして272 万2,000円でございます。

48ページをお開き願います。

14節の使用料及び賃借料1,247万 6,000円、うち管財課分867万 6,000円、有料道路使用料としまして100万円、ETCカード等の使用でございます。

コピー使用料としまして159万 6,000円コピー機リースとしまして13台分、本所のみで ございます。

テレビ受信料としまして、10万7.000円ということで計上してあります。

機器リース分18万1,000円、空気清浄機リース料としまして、3階の議会ロビーの1台 6万9,000円と、印刷機リース2台11万2,000円でございます。

続きまして、土地賃借料489万9,000円。

須藤委員長 管財課長、今、説明を受けている途中ですけれども、項目ごとにやらないで、テレビ受信料なんて書いてあるから言わなくてもわかりますから、主だったところだけ言ってください。

柏原管財課長わかりました。

それでは、土地賃借料につきましては488万9,000円、内容としましては、職員駐車場等 の172万2,000円ほか5件でございます。

15節の工事請負費5,200万円につきましては、岩間支所庁舎改築工事としまして上がっ

ております。

18節の備品購入費につきましては、674万4,000円、内容としましては、事務用の机、いす等が14万6,000円と、公用車の軽自動車の購入ということで7台、659万8,000円が上がっております。

19節の負担金及び交付金としまして、内容としましては、安全運転管理者協議会の講習、研修等の負担金1万7,000円ほか7件でございます。

あと、25節の積立金の101万4,000円につきましては、みどりの基金積立金50万6,000円、 市庁舎建設基金積立金としまして50万8,000円でございます。

27節の公課費235万4,000円、うち管財課分136万7,000円、自動車税の税金等の車検等に伴う重量税でございます。

以上、管財課分の説明を終わります。

須藤委員長 管財課所管の一般会計予算の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終わります。

入れかえのため暫時休憩をいたします。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、税務課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

税務課長成田 旬君、お願いします。

成田(旬)税務課長 それでは、税務課分、平成20年度予算書をご説明いたします。 まず、歳入からご説明いたします。

予算書16ページをお開きください。

1項市民税、個人分でございます。平成19年度の決算見込み額とほぼ同額、納税義務者数3万6,200名分の33億7,660万円を計上しております。

続きまして、2款法人税でございます。法人の業績上向きによりまして、19年度より 800万円増の5億7,000万円を計上しております。

続きまして、2項の固定資産税でございます。固定資産税につきましては、土地の1%、 家屋は2%の増を見込みまして、総額45億6,200万円を計上しております。

続きまして、2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、これは国県の固定資産税に相当する分でございまして、本年度より260万円減の2,664万9,000円を計上しております。

続きまして、3項軽自動車税でございます。軽自動車の乗用分ですね。この増加によりまして、本年度635万5,000円増の1億2,930万円を計上しております。

続きまして、4項市たばこ税でございます。近年の禁煙志向によりまして、本年より 2,179万3,000円減の5億2,680万円を計上しております。

続きまして、18ページをお開きください。

中段以降の1項ゴルフ場利用税交付金でございます。ゴルフ場利用者の増加に伴いまして、本年より2.134万円増の2億5.000万円を計上しております。

続きまして、22ページをお開きいただきたいと思います。

6 節事務手数料の税務関係諸証明手数料でございますが、諸証明 1 万9,500件、現況証明300件の手数料600万円を計上しております。

飛びまして、28ページをお開きください。

中段以降、3項委託金でございます。2節の徴収費委託金ということで、県民税3万7,000分の徴収交付金と、所得変動還付金相当額の還付金、総額2億300万円でございます。 続きまして、歳出に移らせていただきます。

58ページをお開きください。

1目税務総務費でございます。その中の13節委託料でございます。機器保守点検委託料 3万1,000円でございますが、これは窓口レジの保守点検委託料でございます。

続きまして、標準地時点修正業務委託料でございます。これは地価下落地点市内61カ所 を不動産鑑定士によりまして地価の調査を行うものでございます。

続きまして、評価替準備業務委託料でございます。平成21年度の土地評価時に評価を統一するための基準作成及び研修業務の委託料でございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金でございます。その中段でございます。県職員派遣負担金906万5,000円ですが、納税課職員1名を県より受け入れておりますので、その負担金でございます。

23節償還金、利子及び割引料でございますが、これにつきましては、個人住民税、法人税、固定資産税の還付金及び個人住民税変動所得に係る還付金でございます。

続きまして、59ページをお開きいただきたいと思います。

13節委託料、電算業務委託料でございます。この委託料については、固定資産税、市県民税、軽自動車税の賦課及び納付書の業務の委託料でございます。

続きまして、その下の申告書等発送業務委託料60万3,000円でございますが、確定申告書の発送業務、約3,350通の発送を委託するものでございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金でございます。この中の軽自動車税課税客体捕捉事務負担金ということで、県外にて廃車等軽自動車等の異動があった場合の事務負担金を計上してございます。

続きまして、青色申告会補助でございますが、笠間地区、友部地区、岩間地区にそれぞ

れ補助をしているものでございます。

また、法人会補助につきましても、笠間地区、友部地区、岩間地区の各法人会に補助をしているものでございます。

税務課については以上でございます。

須藤委員長 税務課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時48分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、納税課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

納税課長中庭要一君。

中庭納税課長 それでは、平成20年度納税課の一般会計歳入歳出についてご説明申し上げます。

まず、初めに歳入の方からご説明申し上げます。

16ページをお開き願いたいと思います。

一番上のところになります。 1 款市税、 1 項市民税、 1 目個人分、 2 節の滞納繰越分に つきましては、3,150万円の歳入を見込んでおります。

その下、2目法人分につきましては、同じく滞納繰越分230万円を歳入見込んでおります。

それから、その下でございます。 2 項固定資産税、 1 目固定資産税の 2 節滞納繰越分に つきましては、 1 億1,200万円の歳入を見込んでおります。

その下でございます。 3 項軽自動車税、 2 節滞納繰越分につきましては、360万円の歳 入を見込んでおります。

それから、17ページの方をお開き願いたいと思います。

一番上のところになります。 5 項特別土地保有税、これにつきましては、現在課税しておりませんので、項目のみ1,000円ということで見ております。

それから、その下でございます。 6 項都市計画税につきましては、滞納繰越分130万円 の歳入を見ております。

続きまして、21ページをお開き願いたいと思います。

一番下のところでございます。13款使用料及び手数料の2項手数料、1目総務手数料の

中の2節でございます。督促手数料200万円を歳入見込んでおります。

続きまして、34ページをお開き願いたいと思います。

一番上のところになります。20款諸収入、延滞金、加算金及び過料、1目延滞金でございますが、昨年度よりも50万円増の550万円の歳入を見ております。

それから、35ページ、下の段、20款諸収入、5項雑入、1目滞納処分費でございますが、これは項目のみ1,000円を計上しました。

続きまして、57ページをお開き願いたいと思います。

こちらから歳出の方に移ります。

一番上でございますが、諸費のところで、23節償還金、利子及び割引料で50万円見ております。これは税収の還付金等でございます。

続きまして、58ページをお開き願いたいと思います。

中ほどでございます。 2 目賦課徴収費でございますが、本年度は 1 億3,782万2,000円計上していまして、60万9,000円増額になっております。

節の部分をご説明申し上げます。 1 節報酬でございますが、1,830万円を見込んでおりまして、市税等の徴収嘱託員の報酬としまして、9名分、1,803万 6,000円を歳出見ております。それから、市税徴収指導員の報酬としまして26万4,000円見ております。

それから、4節の共済費でございますが、271万2,000円、これにつきましては徴収嘱託 員の社会保険料等でございまして、納税課分は205万2,000円の歳出を見ております。

7節賃金でございますが、524万6,000円のうち、納税課分としましては114万5,000円の 歳出を見ております。これは滞納管理システムに徴収嘱託員の日報等を記入し、電算処理 に反映するための臨時雇賃金でございます。

8節の報償費でございますが、3,647万3,000円を見ております。これは納期前納付報奨金、通称前納報奨金でございます。市民税、県民税、固定資産税、合わせまして3,647万3,000円の支出を見ております。

続きまして、11節の需用費でございます。453万8,000円の歳出を見ておりまして、消耗品等につきましては、納税課分25万5,000円を見ております。これは徴収事務等の消耗品でございます。

それから、印刷製本費等でございますが、288万5,000円のうち245万4,000円が納税課の 支出等でございまして、それぞれ徴収に係るものの印刷費等でございまして、再発行納付 書と、それから市税等口座振替依頼書、自動払込届出書、収入現金取扱領収書、そのほか 等でございます。

それから、12節の役務費でございますが、260万8,000円、通信運搬費につきましては、郵便切手そのほか回線の使用料等が9万8,000円でございます。

諸手数料等につきましては36万円、それと口座振替手数料46万2,000円、それから下の 手数料168万8,000円、この168万8,000円は、コンビニ収納等に伴う収納代行業務委託手数 料等でございます。

それから、委託料につきましては、4,325万4,000円のうち納税課分は161万円、徴収等に係る電算業務委託料等でございます。

14節につきましては、税務課支出でございまして、19節負担金補助及び交付金975 万9,000円のうち、茨城租税債権管理機構負担金としまして納税課866万4,000円の歳出を 見ております。これにつきましては、均等割5万円、それと処理件数割13万円掛ける50件、 それと実績割を加えた金額でございます。

以上が納税課の歳出でございます。

須藤委員長 納税課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

町田委員。

町田征久委員 58ページの市税徴収嘱託員報酬1,803万6,000円、市税の嘱託徴収員は何 人いるんですか。

中庭納税課長 平成20年度は9名を予定しております。

町田征久委員 昨年は。

中庭納税課長 10名でございます。

町田征久委員 そうすると、これ大体1人当たりどのぐらいになるの、18万円ということか。それはいいけど、聞きますが、固定給プラス歩合制というような方法をとっているんですか。

須藤委員長 中庭要一君。

中庭納税課長 基本給につきましては5万5,000円でございます。それに、能率給としまして、現年度分の徴収につきましては3%、過年度分、滞納繰越分については3.5%という報酬率で見ております。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 これ固定給が5万5,000円ね。大体督促というのは、私もやったことあるんですが、割り増し金というか、それがつけばつくほど張り込むわけですよ。ないところから取る方法と、あるところから取る方法とあるわけです、ずるくて払わない人。ずるくてというより、忘れているものもあるんですね、私がいたら電話が税務課からかかってきて、何だいと言ったら、いや忘れて、うまいよな、忘れているんじゃないですかという電話だというんだよ。これはソフトで、本当にすばらしいと思うけど、とにかく私もお金取りはやったことがあるんですが、例えばだれだれさんと行きます。きょう払わなければ今度いつ来るんだいと、こう来るから、いつ来るって、だれだれさん、またあした来るよって。じゃあ、いいよ、あるから払うべと、こういうお金のやりとりの方法があるんですよ。だから、こういうふうに市税徴収指導員報酬などというのがあるわけですね。これ、プロが来て教えるわけですね。年に何回ぐらい教えるの。

須藤委員長 中庭要一君。

中庭納税課長 月1回、1日です。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 その指導員は1日一緒に歩くなどということはしないんだ、随行は。

須藤委員長 中庭要一君。

中庭納税課長 一緒に随行ということはしません。あくまで税法等に基づく指導、それ から税法改正による指導、こういうものが主なものになります。

町田征久委員 わかりました。

須藤委員長 小磯委員。

小磯節子委員 それに関連して、委託しているよね、その9人の皆様に。その皆様が、 1年間で何軒ぐらいあって、それをどのぐらいの割合で徴収したか、そういう割合は出ま すか。

須藤委員長 中庭要一君。

中庭納税課長 件数的には、大体1人1,000件ぐらいをお願いしております。

それで、何件ぐらい歩いたかということについては、現在集計中でございますので、ちょっとこの場では数字はまだ持っておりません。

それから、徴収金額でございますが、1月末現在、10名で3億1,507万6,000円ということでございまして、1人当たり平均しますと3,150万円ぐらいの徴収実績となっております。

小磯節子委員 わかりました。ありがとうございます。

須藤委員長 常井委員。

常井好美委員 **徴収に行くのは、どれぐらい払わないでいて未納のやつを行かせるんで** すか。ぶん投げておいても払ってくれる人もその人数に入っているんですか。

須藤委員長 中庭要一君。

中庭納税課長 先ほどの徴収嘱託員1人当たり1,000人ということですね。今、大体滞納繰越分が主で、約1,000名近くの方です。

それで、徴収嘱託員にお願いしている部分以外、納税課としましては、先ほど委員さん言ったように、現年度分等については、電話で、忘れている等もありますので、忘れ未納防止のために電話をしている場合もございます。それから、文書でもって、納税相談に来てくださいということで、納税相談に来ていただいて、それで計画的に納めてもらっているという状況でございまして、納税相談等につきましては、19年度で件数的には527件、これは2月末現在で、527件の方に納税相談を受けて計画的に納めてもらうようにしております。

須藤委員長 常井委員。

常井好美委員 徴収が非常に上がらないようなところを主体にやってもらっているんで

すね。上がるようなところはやってもらわないのね。

それと、その下に職員の残業手当というのがあるんですね。それが非常に私は多いんじゃないかと思うんですが、それほど仕事が多いのかな。それもあわせてお願いします。

須藤委員長 中**庭要一君。**

中庭納税課長 まず、徴収嘱託員にお願いしている場合の滞納関係でございますが、取れるばかりのところを歩いているわけではなくて、すべてその地区でもって割り振りしていますので、地区のそういう滞納の方についてお願いしています。ですから、決して取れるところばかり、取れないところばかりということは一概に言えないと思います。

それから、もう1点、予算上の時間外手当でございますが、20年度は1,462万7,000円という大きな金額でございまして、これは本庁税務課、それから納税課、笠間市支所、岩間支所の税務課、すべての時間外勤務手当等でございます。納税課につきましては、このうち347万6,000円という金額を見込んでおります。あと主だったものについては税務課関係、申告時期については、かなり毎晩、今現在そうなんですけれども、ある程度申告が終わってもそれで終わりということじゃなくて、事後整理、こういうものもございますので、時間外手当もかなりふえていると、そういう状況でございます。

常井好美委員 わかりました。合併して人数も多いということで聞いている中で、大変。 須藤委員長 常井委員、3回目。

常井好美委員 済みません。大変な残業手当がついているなと、そういうふうに感じるんですが、そういうことも十分、総務課長さんもいるから、指導を徹底してもらってお願いしたいなと思うんです。どうも失礼しました。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 タイヤロックをいたして徴収をするというような、広報紙に載りました ね。実際にタイヤロックをした件数はあるんですか。

須藤委員長 町田委員、1回質問して再度質問になっていますけれども、1回質問して 終わっちゃうと、また違う件で3回ということはできませんので、同じその3回の中で発 言していただきたいと思います。

中庭要一君。

中庭納税課長 タイヤロック関係につきましては、実際タイヤロック車にかけたことはありませんけれども、陸運事務所で、車検証がありますね。その登録差し押さえ、これにつきましては2件実施しております。滞納金額は、車2台なんですけれども、総額201万7,100円と。差し押さえ後に139万6,400円収入になりまして、現在69.22%、これが完納になれば差し押さえ解除という形をとりたいと思います。

以上です。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 総務部長はここで終わりですか。

須藤委員長 そうです。

村上典男委員 寂しくなっちゃうので聞きたいんですけれども、これずっと見てきまして、嘱託、委託、この金額がやたら目につくんですよね。大子町やなんかの町長と同じことしろとは言いませんが、職員の方でできる部分は、私はやるべきじゃないのかなと思うんですよ。例えば自分のけつは自分でふくじゃないですか、人にふいてもらうわけじゃないですか。自分たちで使う庁舎だとか、庁舎のガラスだとか、そういう最低限の、これは人が生きていく上での倫理の法則なんですけれども、そのぐらい私はやってほしいなと思うんですね。

それで、総務部長、宿題出させてもらって申しわけないんですけれども、この委託料、あるいは嘱託、それが大体どのぐらいあるのか。それで、精査しろとはまでは言いませんが、その中に、もしかしたらば、職員830名ですか、いらっしゃるわけですから、電算業務などというのはプロでなきゃ難しいのかもしれませんが、間違いがあってはいけませんので。しかし、そういうものに差しさわりがないものは、職員のエキスパートがいればそこに任すとか何とか、そういうこともちょっと検討したらいいんじゃないのかなと思うんです。

宿題として、その嘱託料、委託料でどのぐらい出ているのか、今議会が終わるまでで結構ですので、ちょっと教えていただければありがたいなと思うんです。

須藤委員長 総務部長塩田満夫君。

塩田総務部長 村上委員のご質問にお答え申し上げます。

今回、予算編成に当たりまして、今の嘱託の関係、臨時も含めた嘱託の関係、それから 委託料の関係、この辺について、今、委員さんおっしゃられるとおり職員ができるものに ついては原則職員、それから効率性とかそういうことを考えた場合に、嘱託がいいとか委 託がいいとか、そういうことで精査はさせていただきました。

その結果としてこういうことで上がっているわけでございますけれども、今、税務の方で、特に大きな金額で言いますと、市税徴収嘱託員ということで1,800万円、9名で1,800万円ですから相当な金額にはなりますけれども、それに対する効果額、現在まで3億円ということで、3億5,000万円を超えるだろうと考えてございます。そういった中では、職員でなかなかそこまで対応できるということが難しいという部分がありまして、ご支援をいただいていると。これは未来永劫ずっとそうではなくて、やはりいずれかの時点で、ある程度滞納額が縮小するに従ってこの人数を減らしていく。または、今、専門的な観点で市税徴収指導員ということで配置しておりますけれども、これは合併と一緒に配置しておりますけれども、この人については国税庁の専門でやってきた方なんですね。40代で退職をしまして、その専門性、もちろん法律的な見解、ノウハウ、そういうものをご指導いただきながら、特に難しい案件でのアドバイスをいただいているというような状況でございます。この辺についても、ある程度職員が、それに近い技術といいますか、知識といいま

すか、そういうものを取得した中では、廃止していきたいと思っております。

そういうことで、精査はさせていただいた予算でございます。

以上でございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 精査をされた予算ということで、大変失礼しました。宿題は取り消しますが、徴収員がいないのが本当は望ましいんですよね。納税者が100%完納してくれれば、これら発生しないんですけれども、そこで中庭さん伺いたいんですが、納税者というのは、友部の時代からも含めて結構でございますけれども、総計的に見て、納税者というのは、私は苦しんでいると思うんですけれども、その辺は客観的にどういうふうに見られるのか。

やはり取る方と、中庭さんは取る方だからいいんですが、実際に働いてお金を生み出す 人たちがいるわけですよ。そのバランスというのは、行政側としても、市民が収入を得や すい行政サービスというか、環境の整備、そういうのがあって初めて収入を得られて安心 して納税ができるというふうに循環するわけなんですよね。それが、取る一方だけを力を 入れたらば、片方は払えないんですよ。今、県の職員でさえも学校給食払わない時代です から。ですから、その辺、中庭さん、客観的に感想を聞きたいんですね。

須藤委員長 中庭要一君。

中庭納税課長 今の経済情勢を考えてみますと、全般的に、前から見ると生活状態も厳しくなっているというのは現状だと思います。

そういう中で、税金については、市民税、県民税につきましては、裏づけとなる所得、 個人等の所得等がございます。所得等に応じてそれぞれが課税されていますので、これは 仕方がない部分かなという気はします。

それから、軽自動車についても同じでございます。車を持っていれば、4月1日現在、 課税期日によってその課税が発生します。

それから、固定資産税については、土地家屋等が相続等で仮に取得した場合においても、不動産の実態によっては、その土地建物を貸し付けできればそれに伴って不動産収入が入りますけれども、そういうことがなくて、ただ田畑だけを名義をもらったというだけにおいては、なかなか不動産から収入が発生しないという状況もございますので、これについては、なかなか厳しいものも今現在あるのかなと思っています。不動産があって、それに伴ってある程度の収入を得られる方については、そういう方にはきちんと納めてもらわなくてはいけないと思うんですけれども、ある意味で私個人的に考えると、なかなか今の経済情勢、勤めも一定してなく月々の収入も不安定な中で、固定資産税で払うのも大変だなと。それから国民健康保険税、これも所得割と均等割、人員割、こういうもので支出になりますけれども、いずれにしても収入がない中での支出というものについては、やはり年々厳しくなっていくのかなと思います。

それというのも、昨年から始まった原油高に伴う各種生活物価、こういうものが軒並み

上がっているのが現状ですね。その中で子供を育てたり、今の生活で目いっぱいという世帯がかなり占めているのかなと思われます。

それから、事業所関係なんですけれども、3地区合併しましても、旧笠間地区においては、みかげ石とか笠間焼とかすばらしいものがあります。しかし、今の状況を見ますと、みかげ石、石屋さんについては、中国製品に押されて非常に厳しい経営をされているというのが実感だと思います。立派な石山がありますけれども、石山から原石を採掘するだけで赤字になるというような声も聞いております。そういう中において、今、一生懸命歯を食いしばって頑張っている姿を見ると、なかなか心が痛むものもございますので、そういう中では、私としては、私感情はありますけれども、それとは別に、法律的に国税法、地方税法、こういう法律のもとで税金も納めてもらう部分も出てくるので、その辺については、やはりある程度は説明して納めてもらうという状況でやっていると。

納税課としましても、納税相談、あくまで役所に来て納税相談をして、その人の収入状況、全体的な状況の中で月々分納という形で納めてもらっているのも多数ございます。これが現実でございます。

須藤委員長 ほかにありませんか。

村上委員。

村上典男委員 安心しました。税務を担当している中庭さんがそういう気持ちでいらっしゃることに非常に安心をしたわけですけれども、総務部長、私、さっきから一貫しているいろ質問している中で、ガソリンは市内を使っているのかとか、あるいは業者はどこ使っているんだとか言っていますけれども、やはり200何十億円、特別まで入れれば四、五百億円あるこのお金を笠間市の外に出すのはもったいないんですよ。そういうのは少しでも笠間市に戻して、市民に還元をさせて、お金を還流させないと私はいけいなと思うんですよね。ですから、終始一貫してこういうことを言っているわけなんですけれども、そういうのもこれからはさらに強化をしていただきたいなと、私の感想として。

中庭さんどうも、いずれはこっち側に座ってほしいような回答ありがとうございました。 須藤委員長 ほかにありませんね。

質疑を終わります。

以上で、総務部関係各課の一般会計予算の審査を終わります。大変ご苦労さまでした。 ここで、入れかえのため暫時休憩をいたします。

30分まで休憩します。

午後3時18分休憩

午後3時27分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

常井委員が所用のため退席いたしました。

次に、市民生活部市民活動課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

市民活動課長藤枝 勉君。

藤枝(勉)市民活動課長 市民活動課所管の予算につきましてご説明させていただきます。

まず、予算書の20ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、主なものについてご説明させていただきます。

13款の使用料及び手数料の中に、1目総務使用料がございます。この中で、3節駐車場使用料1,260万円がございます。これにつきましては、笠間駅の北口、稲田駅前、福原駅前等の駐車場の使用料として計上しているものでございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

16款の財産収入、財産貸付収入の中に、土地建物貸付収入の中で、土地貸付収入、括弧して駐車場がございます。1,000万円ですが、これにつきましては、友部駅前の駐車場につきまして計上させていただいているものでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

下から3行目に、自治総合センターコミュニティー助成金250万円がございます。これにつきましては宝くじの助成金でございますが、随分附区会から要望がございまして予算を計上しているものでございます。

それから、その下に県民交通災害共済加入の推進費75万円がございます。これにつきましては、県民交通災害事務取扱費として県から振り込まれるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

54ページをお願いいたします。

12目交通安全対策費、本年度746万5,000円でございます。前年と比較しますと53万5,000円の減となっておりますが、これにつきましては、需用費で13万円の減、それから19年度は使用料及び賃借料ということで35万円計上させていただいておりましたけれども、小学生4年生の交通安全教育の費用だったんですが、教育費の方に計上することになりまして、この交通安全対策費の中からは除いております。

それから、19節の負担金補助及び交付金の中で、県民交通災害共済加入補助金350万円がございます。これにつきましては、小学生、中学生の加入補助ということで、1人500円補助するということで350万円の予算を計上しております。

続きまして、55ページの13目市民活動費でございます。本年度4,264万5,000円の予算でございます。前年と比較しますと258万9,000円の増となっております。これにつきましては、需用費で157万円ほど減になっております。印刷製本費で520万円の減になっておりますが、これは19年度地域資源の発掘隊ということで市民の皆様にお願いをしましているいろ調査をしていただきました。その冊子が19年度にできますので、20年度はこの分が減に

なっております。

それから、光熱水費566万8,000円計上しておりますが、前年度と比較しますと400万円の増になっております。これは防犯灯の電気料につきまして市民活動費の方に一括計上したということでふえております。19年度は学務課、管財課の方で計上した分がありましたので、この分を市民活動費の方へ計上しております。

それから、委託料の中で、駐車場管理委託料としまして929万2,000円計上しております。 これにつきましては、友部駅前、笠間駅前、稲田、福原駅前、岩間駅前等の駐車場の管理 委託ということで計上させていただいております。

15節に工事請負費330万円ありますが、これは約80基ほど防犯灯の工事費として計上しているものでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金でございます。前年から見ますと、213万9,000円増になっております。この中で、中ほどに、まちづくり市民活動助成金として150万円計上しております。公募によりまして、まちづくりに取り組む団体に対して活動費の助成を行おうということで予算化しているものでございます。19年度からスタートした事業なんですが、上限10万円ということで見ているものでございます。そういう助成事業でございます。

それから、自治総合センターコミュニティー助成金250万円でございますが、これにつきましては、歳入の方にもありましたけれども、随分附からの要望によりまして予算を計上しているものでございます。

それから、地域集会所の建設事業補助金として551万4,000円計上しております。これは 20年度4カ所ほど要望がございますので、その分につきまして計上しております。

それから、防犯灯の設置補助金でございます。328万円予算化しておりますが、これに つきましては、約200カ所ほど補助事業として計上しておるものでございます。

それから、出会い創出支援事業助成金として40万円計上しております。これにつきましては20年度からの新規事業なんですが、結婚を希望する方々の出会いの場をつくる、そういう事業を行う団体に対しまして、限度額10万円になりますけれども、助成しようということでございます。また、県に出会いサポートセンターというものがございます。ここへ登録をするのに1万円かかるわけですが、この半分5,000円を助成しようということで、20年度からの新規事業として計上させていただいております。

それから、市民憲章推進団体補助金として180万円計上しております。これにつきましては、市民憲章を推進するために五つの実践活動委員会つくっております。この実践委員会がそれぞれがどういう内容で事業をしていくかは決めるわけでございますが、それらの事業補助として180万円計上しておるものでございます。

以上で説明を終わります。

須藤委員長 市民活動課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西山委員。

西山 猛委員 今回の予算計上の中で、補助金、助成金で減額になっているもの、前年 あるいは前々年と比較して減額になっているもの。なっているとすれば、割合、またその 原因、根拠ですね。よろしくお願いします。

須藤委員長 藤枝 勉君。

藤枝(勉)市民活動課長 団体に対する補助金で、減額になっているものはございません。ただ、事業に対して、例えば防犯灯とかそういうものにつきましては増額ということで予算を計上させていただいておりますけれども、団体に対しての減額というものはありません。

須藤委員長 西山委員。

西山 猛委員 1点だけ要望して終わりにしたいと思うんですが、市民活動というのは、 非常に今、全国的に叫ばれている中で、当然防犯とかの部分も含めて、地域のコミュニティーをつくっていかなくちゃならないという、こういう時代ですよね。

議会からも補助金等に関する要望ということで出ていると思うんですが、施政方針演説の中では市長の言葉から出てきませんでしたけれども、一概に改革だから削るという、そういう観点を現場を知っている担当課の皆様方は、一概に削ることが改革なんだ、すばらしいことなんだという考え方よりも、事情があって補助金助成していたりするわけですから、その活動を活性化、活発化させるために、援助というか、指導というか、そういうことを基本に考えて、本当の見直しというのは、削ることではなくて、生きた金、生きた予算が使われるということが一番見直しだと思いますから、その点を考慮していただいて、20年度はそういうちょうど節目ですから、ひとつご尽力いただきたいと思っております。

要望して、終わりにします。

須藤委員長 **横倉委員。**

横倉きん委員 56ページ、地域集会所建設事業補助費551万4,000円です。この3カ所の場所は、どことどことどこなのか。また、この建設の補助金の割合は総額に対しどのぐらいか。また、この補助を出すに当たって、地域集会所の基準というか、その辺のものがあるのかどうか、伺います。

須藤委員長 藤枝 勉君。

藤枝(勉)市民活動課長 今回4カ所予定しておりますが、これにつきましては、旭団地、それから73区、一丁田集会所ですね。それから、久保区の久保公民館、それから日吉町区の4カ所でございます。これにつきましては、補助率が3分の1ということになっております。新設の場合には、平米当たり10万円という基準を設けさせてもらっております。それの3分の1ということで計算をしております。改修等につきましては、60万円以上の事業に対しまして3分の1の補助ということで、100万円を限度にしているという状況で

ございます。

それから、この集会所の補助金につきましては、前年度に各地区の方から要望を取りまとめまして、そして予算を計上しているものでございます。各地区から、相当古くなっているので早く修繕したいんだということで要望がありますので、私ども確認した中で予算を計上させていただいているということでございます。

須藤委員長 横倉委員。

横倉きん委員 ちょっと上限の額がわからなかったんですが、新しく建てるのは3分の1ですが、この上限があるのかどうか。3分の1で、金額として、広く面積ある場合にいいものを建てる、その額に上限があるのかどうか、補助の3分の1に上限があるのかどうか伺います。

須藤委員長 藤枝 勉君。

藤枝(勉)市民活動課長 新規で建てる場合には、500万円が限度になってきます。

須藤委員長 そのほかありますか。

村上委員。

村上典男委員 関連と、幾つかちょっと質問いたします。

56ページ、まず自治総合センターコミュニティー助成金250万円、随分附のとおっしゃっておりましたけれども、これは総額幾らに対して250万円の助成なのか。また、それは修繕なのか、新築なのか伺います。

それと、今の横倉さんとの関連ですが、地域集会所建設事業補助金、3分の1の補助というお話をしておりましたけれども、単純に550万円を四つで割ると1カ所140万円、140万円の3倍で420万円でどういうものが建設できるのかなと。これは新設なんですか、それとも修繕なんですか、これが二つ目。

それと、出会い創出支援事業助成金、金額小さいんですけれども、具体的にどういう内容でやる予定なのか、この3点お願いします。

須藤委員長 **藤枝 勉君。**

藤枝(勉)市民活動課長 自治総合センターのコミュニティー助成金につきましては、 地区で使うお祭りの備品とか、集会所の備品ということで要望がございます。250万円と いいますのは、限度額になっております。センターの助成金の限度額が250万円というこ とになっております。

それから、地域集会所でございますが、1カ所については新設ということで出ておりますが、3カ所については修繕ということで出ておりますので、金額は相当ばらつきがございます。

それから、出会い創出ですが、これにつきましては、男女の結婚を希望する方、なかなか相手に出会う場が少ないんだというようなお話もあります。そういう中で、そういう出会いの場を設ける団体さんがございます。そういう事業を行うときに対して助成をしてい

こうということで、出会い創出支援事業助成金ということで計上しております。

それから、先ほどお話しましたけれども、茨城県に出会いサポートセンターというものがございます。ここに登録をしておきますと、出会いサポートセンターの方でそういう出会いの場を設けたり、いろいろな情報があるようですけれども、そういうところへ登録するために1万円会費がかかるということでございまして、それに対して半分の5,000円を助成していこう、できるだけそういう機会を多く持ってもらおうということから、取り組んでいるものでございます。

以上です。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 集会所はわかりました。

自治コミュニティーセンターは、備品の購入費という認識でよろしかったんですね。備 品でいいのかどうか、確認です。

それと、最後の出会い創出は、基本的に外部の団体に助成をするということなんですね。 役所が何か企画立案をして、役所の人間が汗を流してやるということではないんですね。

須藤委員長 藤枝 勉君。

藤枝(勉)市民活動課長 出会い創出につきましては、あくまでも団体さんが行う事業 に対して助成をするということで、私どもの方で企画するというものではございません。

それから、自治総合センターですけれども、これは集会所、それから地区の備品という ことでございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 出会い創出40万円ですか、予算が少ないからということじゃなくて、やはりここで、予算に関する参考資料にしても、市長の基本方針にしても、出会い創出に力を入れる、要するに少子化問題に力を入れるというふうに書いてありますよ。書いてありますが、団体に助成すればやりましたという問題じゃないでしょう、実際のところ。真剣に少子化高齢化の問題を考えるんだというのであれば、もう少し830人の職員の頭の知恵絞ったらいいじゃないですか。40万円だって4万円だって、やろうと思えば何でもできるんですけれども、私らも、今、年に四つも五つもお見合いをやってくっつけようと頑張っておりますけれども、830人の人間が頭、がん首そろえて知恵を絞って、こういう方針でやろう、予算はこれだけしかないけどもやろう、少子化高齢化の問題でやろうということになれば、丸投げじゃないでしょうと言うの。

これ、誤解されますよ。出会いサポートセンター、ここに系が入ると出会い系サポートセンターになっちゃいますからね。出会い創出支援事業として市長が打ち出して、今年度の新規の事業でやるんだという意気込みがあるのであれば、もう少し知恵を絞ってほしいですね。

以上です。

須藤委員長 藤枝 勉君。

藤枝(勉)市民活動課長 確かに、金額につきましては40万円ということで、今の少子 化対策事業というとらえ方からすれば、少ないかもわかりませんけれども、決して団体の 方に丸投げということではございませんで、私どもの方でもそういう中で支援できるとこ るは支援をしていこうということで考えておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

村上典男委員わかりました。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 幼稚な質問で申しわけないんですが、中学生が交通安全のたすきをかけて通学していますよね。あれは、お聞きしますが、中学1年生に入学すると一本預けて、そのまま3年までつけているんですか。この前の横断旗じゃないけれども、みんな真っ黒だよ。反射なんて一つもしない。どうなんですか、お尋ねします。

須藤委員長 藤枝 勉君。

藤枝(勉)市民活動課長 たすきにつきましては、教育委員会の方で扱っているような んですが。

須藤委員長 暫時休憩します。

午後3時48分休憩

午後3時49分再開

須藤委員長 再開します。

町田委員、教育委員会ということでよろしいですか。

町田征久委員 はい。

須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後3時49分休憩

午後3時50分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境保全課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

環境保全課長鶴田 開君。

鶴田環境保全課長 環境保全課でございます。

22ページをお願いいたします。

歳入の2目衛生手数料でございます。そのうちの1節塵芥処理手数料でございます。これにつきましては、塵芥処理手数料、事業系、個人、これはエコフロンティアかさまに笠間市民が持ち込んで、事業系ですと20キロまでは無料、それ以降はお金かかります。個人につきましては50キロまで無料、それ以降はお金がかかります。事業系につきましては1,500万円、個人持ち込みは200万円の計上をしております。

続きまして、一般廃棄物処理手数料でございます。これにつきましては、ごみ袋の売り 払い代金を計上してあるものでございます。7,360万円でございます。粗大ごみ処理手数 料48万円でございます。

続きまして、32ページをお願いします。

18款の繰入金でございます。そのうちの5目ごみ減量化推進基金繰入金で1,098万8,000円でございます。福田地区地域振興整備基金繰入金が3,000万円となっております。

続きまして、36ページをお願いいたします。

20款の諸収入のうち4目雑入になります。上から4行目、塵芥処理場空き缶類売払代金となっております。230万円、これにつきましては笠間地区で出た売り払い代金となっております。あと、中ほどにあります古紙売払代150万円、これも笠間地区の古紙の売り払いでございます。

続きまして、その5行下に、エコフロンティアかさま地域振興交付金7,000万円でございます。これは地域振興に使用するための交付金をエコフロンティアよりいただくものでございます。

続きまして、歳出の方でございます。

84ページをお願いいたします。

4款の衛生費のうち、5目環境衛生費でございます。1の報酬でございます。これは環境審議会委員報酬が17万1,000円、水質監視員報酬が36万円となっております。

8 節の報償費でございます。報償費につきましては、事業推進報償費191万円となっております。これにつきましては、有害獣捕獲隊の報酬が主なものでございます。

続きまして、13節委託料でございます。95万9,000円、これにつきましては笠間市の池、河川の水質検査の委託料でございます。

続きまして、87ページをお願いいたします。

13節委託料でございます。不法投棄収集運搬委託料688万3,000円、これにつきましては不法投棄の回収委託と家電4品目等の処理委託料でございます。クリーン作戦ごみ収集運搬委託料につきましては、3地区のクリーン作戦時の委託料でございます。

18節の備品購入費でございます。これにつきましては、騒音測定器を1台購入する予定で計上しております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、下から3行目でございます資源物分別回収団体補助金730万円でございます。これにつきましては、地区の廃品回収等に伴う補助を

するものでございます。自家ごみ処理機補助金につきましては、315万円でございます。 これは電動ごみ処理機の補助金でございます。

続きまして、塵芥処理費でございます。13節の委託料でございます。設計業務委託料 1,500万円でございます。これにつきましては、大郷戸の清掃センター跡地の埋め立て灰 にかかわる設計を予定している額でございます。

3 行目の検査委託料でございます。これにつきましては、清掃センター跡地にあります 観測用井戸、2 カ所ございまして、それを毎月検査するものでございます。

続きまして、ゴミ指定袋作製委託料でございます。これにつきましては、45リットルと 20リットルの作成を委託するものでございます。

続きまして、一般廃棄物収集運搬委託料でございます。これにつきましては、各3地区の収集運搬の委託料でございます。1億8,754万6,000円となっております。

続きまして、一般廃棄物処理委託料でございます。これにつきましては、笠間地区のエコフロンティアに持ち込む委託料でございます。一つ飛びまして、収納事務委託料につきましては、ごみ袋を売っていただいた委託のお金でございます。これは1枚3円となっております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金でございます。笠間・水戸環境組合負担金4億4,938万4,000円、それの交付金分が7,610万9,000円となっております。

続きまして、88ページでございます。

25節の積立金でございます。これはごみ減量化推進基金積立金で、2,290万1,000円を見ております。これはごみ袋の売り上げ代から作成費を引いたものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。茨城地方広域環境事務組合負担金1億11万9,000円、筑北環境衛生組合負担金で8,081万5,000円となっております。

続きまして、エコフロンティアかさま対策費でございます。 1 節の報酬でございます。 これはエコフロンティアかさま監視委員会の報酬が81万円でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、福田地区地域振興整備補助金として3,247万円を計上しております。

25節積立金につきましては、エコフロンティアかさまからいただいた福田地区の地域振 興整備の基金を積み立てるものでございます。7,010万7,000円となっております。

以上でございます。

須藤委員長 環境保全課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

村上委員。

村上典男委員 いっぱいあり過ぎてページがわからなくなっちゃったんですが、エコフロンティアかさま7,000何百万円の収入があって、積み立てをするということになっていますね。これは地域振興のための歳入で上げているんですけれども、具体的に地域振興の

使い道は何かあるのかないのか、それが1点目。

次に、87ページ、このごみの関係の予算、すごいばかでっかいんですね。まず、13節の 委託料、不法投棄収集運搬委託料の委託先、委託内容、それが2点目です。

次に、13節の委託料、設計業務委託料、清掃センターが何とかと言っていましたが、 1,500万円、これはどういうものなんですか。それと、どこにどういうものができるのか というのを具体的に教えてください。

次に、一つ飛ばして検査委託料、これ何の検査なんでしょう。

さらに、二つ飛ばして、一般廃棄物収集運搬委託料と一般廃棄物処理委託料の違いは何なんですか。これがわかりません、理解できません。

それと、19節の笠間・水戸環境組合負担金4億4,938万4,000円と、笠間・水戸環境組合、ここまでは文字一緒なんですが、地方交付税という文字が入った負担金が7,600万円ありますが、この違いは何なんですか。

ちょっと自分で質問して幾つ質問したかわからなくなっちゃった、五つですね。済みません。

須藤委員長 鶴田 開君。

鶴田環境保全課長 まず、87ページの委託料についてでございます。設計業務委託料でございます。これは旧笠間地区にありました清掃センター跡地、埋め立て灰がまだそのままになっているということで、当初引き継ぎ時のときは全部持ち出すという話でしたが、実際現地掘ってみたときには、かなり深さも6メートル以上入っていると。水位がかなり、上から1メートルちょっと掘ると水が出てくるということで、その水を下に流せればそれほどでもないんですけれども、その水をその敷地内で処理してそのごみを掘り出すというのは、全部持ち出すという話が金額的にもちょっと不可能になりましたので、方法を変えて、周りに遮水壁を打って、その中に閉じ込めるという方法で、今、地元と協議してそのような方向で進めているわけです。それの設計委託料として、ここに上げさせていただきました。

あと、この検査委託料の420万円でございます。そこの清掃センター跡地には、観測用井戸を2カ所掘っております。それを毎月年に12回、あとその下にあります鍋田池という池があるんですけれども、それを年に2回検査して安全管理を見届けるというふうになっていますので、それの検査委託料でございます。

一般廃棄物収集運搬委託料につきましては、通常の可燃ごみ、不燃ごみを巡回して笠間地区、友部地区、岩間地区それぞれ委託して環境組合、エコフロンティアにそれぞれ持っていきますので、それの3地区分の委託料でございます。

一般廃棄物の処理委託料につきましては、岩間、友部地区につきましては環境センターで負担金の方でやっていますので料金的にはかかりませんけれども、笠間地区はエコフロンティアに委託して処理をしておりますので、そのエコフロンティアの処理代となってお

ります。

19節の負担金補助及び交付金の中の笠間・水戸環境組合負担金、負担金につきましては 純然たる市からの負担金でございます。地方交付税負担金につきましては、以前工事やった分の交付税分で戻っているのを環境センターの方に出しているお金でございます。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 **開さん、1点、回答忘れていらっしゃるんですけれども、それは2番目のやつと関連してでいいんですが、ちょっと確認します。**

13節委託料の一般廃棄物収集運搬委託料 1 億8,700万円何がしというのは、友部、岩間の分のごみ処理代金、一般廃棄物処理委託料 2 億1,300万何がしというのは、エコフロンティアに持っていっているごみ処理代金という認識でいいんですか。マイク離さないから2問目でちょっとやらせてもらいたいんですが、そういうことでいいんですか。

須藤委員長 鶴田 開君。

鶴田環境保全課長 一般廃棄物収集運搬委託料につきましては、3地区分でございます。 友部、岩間、笠間分が入っております。今言った1億8,700万円は、収集運搬の委託料で 3地区分入っております。一般廃棄物処理委託料につきましては、笠間地区のごみの処理 委託、エコフロンティアに頼む委託料でございます。

須藤委員長 わかりましたか。

村上典男委員 わからない。 2 問目の続きで、ちょっと理解できないんですが、要するに、 1 億8,700万円というのは運送費だね。簡単に言えば運送費で、 2 億1,300万円は燃やし賃だ。そうすると、友部、岩間、笠間の 1 億8,700万円かかっているごみはエコに行っているということなんですか。

須藤委員長 鶴田 開君。

鶴田環境保全課長 先ほど申しましたように、1億8,700万円は3地区分の収集運搬委託料でございます。このうち笠間地区の収集運搬につきましては、エコフロンティアの方に処分をお願いしているわけです。友部、岩間につきましては、こちらで負担金出していますので。

須藤委員長 暫時休憩します。

午後4時11分再開

須藤委員長 ここで休憩を解きます。

村上委員。

村上典男委員 やっと理解ができましたが、一般廃棄物の収集運搬委託料、友部、岩間と笠間、この業者の選定方法、あるいはその選定された業者がどのぐらいの期間やっているのかお尋ねします。

須藤委員長 鶴田 開君。

鶴田環境保全課長 今、収集運搬委託しているのは、笠間地区が2業者、友部地区が1 業者、岩間地区が2業者となっております。契約につきましては、1年間の契約で更新しております。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員わかりました。

当然、仕事がなれてくれば、運搬業務やなんかも、効率目指して、これは業者でしょうからやるんだと思うんですが、単価等下がっているんですか。この業者さん、要するに経営努力をして単価が下がって、コストが下がって、市に対する負担が減ってきたというようなことがあるのかないのか、最後の質問で。

須藤委員長 鶴田 開君。

鶴田環境保全課長 今回契約したのは、昨年度と同じ単価でした、結果的には。ただ、今、ガソリン等が上がっていますので、数%、設計自体は燃料代は上がっております。

須藤委員長 横倉委員。

横倉きん委員 87ページ、真ん中より上で、自家ごみ処理容器補助金というのが315万円、これいつごろからやっているのか。今までどれだけ売って、また、今度の予算で315万円の補助金ですが、1基どのぐらいの補助がつけられているのか伺います。

須藤委員長 鶴田 開君。

鶴田環境保全課長 これは合併してから始まっております。友部についてはやってなかったんですけれども、岩間と笠間については合併前よりやっておりました。それに合わせてやっております。

18年の実績でございますけれども、59件の申し込みがございました。限度額は2分の1、なおかつ限度額が3万円となっております。

須藤委員長 横倉委員。

横倉きん委員 この自家製処理容器なんですが、使っている方のその後の実態をつかん でいるんでしょうか。なかなか買っても、最初は使うんだけども、あとはなかなか面倒と かなんかで使っていない、そういう実態はどういうふうにつかんでいるんでしょうか。

須藤委員長 鶴田 開君。

鶴田環境保全課長 実態全部アンケートとったわけではございませんけれども、二つに 分かれていまして、非常に有効でごみはコンパクトになるという意見もございます。ただ、 もう一つ、電気使ってもったいので寝ているという方も何人かはお聞きいたしました。

須藤委員長 ほかにありませんか。

西山委員。

西山 猛委員 2点ほどお聞きします。

1点は、84ページー番下の13節の委託料で、検査委託料の委託先、検査項目、何項目で

いいですから。

それから、ページ数は別なんですが、私の記憶違いなら申しわけありませんけれども、 ごみ袋の入札がありましたね。落札結果、何か非常に安値で低価格でということだったん ですが、その辺の原因、なぜそういう結果になったのか、ちょっとお聞きしたいと思いま す。

須藤委員長 鶴田 開君。

鶴田環境保全課長 申しわけありません。項目表については、ちょっとここに持ってきておりませんので、申しわけございません。

去年は茨城県薬剤師協会の方に頼んでおります。ことしはまだ決めていません。今からです。

ごみ袋につきましては、うちの方5社ほど見積もりとりまして、それの最低限の方を予 定価格としているわけなんですけれども、ことしは確かにそれよりももっと落札価格が、 企業努力でなされたのかなと思うんですけれども、大分低くなっております。

須藤委員長 **西山委員。**

西山 猛委員 市民の血税を預かって、今、企業努力という一言で済ませましたけれども、じゃあ今までは企業がぬるま湯の中で行政の逆に恩恵を得ていたのかということになってしまいますから、なぜそうなったかということ、それは入札の方法にあったのか。例えば業者の選定を3社から5社にしたがために競争が激しくなったとか、競争の原理が働いてなったとか。

だって、本来考えてみたって、原油高騰でそういう製品が下がるということは基本的に考えられないです。逆に上がってしまうというなら理屈はわかりますけれども、格段に下がっているわけでしょう。それについて、企業努力という一言で終わりにするのは、私はちょっと市民の血税を預かっている立場としてどうなのかなと思いますから。わからなければ結構です、時間の関係がありますから、ほかの委員に迷惑かけますから。

須藤委員長 鶴田 開君。

鶴田環境保全課長 ことしは6社の入札、去年も6社入れて、何社かは入れかえてあるですけれども、去年、一昨年、その前と毎回業者さんがかわっているのが実情でございます。

須藤委員長 今、西山委員が質問しているのは、どこに原因があったのかと聞いている わけだ。それがわからなければ、わからないと言ってくれと。

野口直人君。

野口市民生活部長 毎年、仕様書とか品質とか、それは全部同じでやっていまして、毎年1社ほど入れかえているんですね。それで、今回低く落ちたのは、ちょっと原因は私の方でもわからないんですが、本来、昨年と一昨年を比べますと原油高で若干上がりぎみになっているんですけれども、予定価格というか、最低の見積もりで予算化して、それまで

下がったんですが、そこら辺は何だろうということは、ちょっと今のところはわからないんです。原因をつかんでいるわけではないんですが。

須藤委員長 西山委員。

西山 猛委員 今の部長の答弁を聞く限りでは、2社入れかわったがために競争の原理が働いて安くなったんじゃないかなと私はとったんですね。つまり前回の入札の段階では、競争の原理は働いてなかったんじゃないかと。今度は競争の原理が働いたんだと。これは企業努力というんでしょうかね。その点はいいでしょう。

それと、収集運搬の委託の入札、今、入札の話になりましたのでお聞きしますが、一緒にやりましたよね。結局、辞退者が出たりなんだりで、何回もやった経緯があるんですよね、入札を。最終的には落ちるところに落ちたということでしょうけれども、これこそ原油高騰ですから、軽油のディーゼル車を使っているでしょうから、軽油の今の単価を見ますと、かなりの金額がアップしてもしかるべきなのかなと。予定価格の中では、多少アップしていくのが本来だと思うんですね。

ただ、一方で、先ほどの家庭用ごみ処理機のようなものを今回やったがために、ごみの減量化に加速する可能性があるのでこっちを現行維持にしたんだかと、あるいは減らしたんだと、こういうことはわかりますけれども、そうでない現状のままでいけば、同じ金額でやれということは、じゃあ今の原油高騰でありながら前回もできたということになりますから、その辺も企業努力ということになりますね。

しかし、今後、このごみ収集の業界というのは非常に狭いので、企業は食べなくちゃいけない、食わなくちゃいけない、利益を出さなくちゃいけないという利益追求主義からいきますと、不正に走るおそれがあると思うんですよ。背に腹はかえられないということが出てくると思うんです。その辺の監視体制を、予算の中にもいろいろ産業廃棄物の不法投棄の監視などということがありますから、ひとつその辺をお願いしまして終わりにします。

須藤委員長 ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後4時23分休憩

午後4時25分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

市民課長小松崎栄一君。

小松崎(栄)市民課長 それでは、市民課所管の予算についてご説明を申し上げます。

まず、21ページをお開き願いたいと思います。

一番下に、13款使用料及び手数料、その中で3節からありますが、戸籍手数料、住民票 手数料、印鑑手数料、次の22ページ一番上、6の事務手数料の中で諸証明手数料、これが 市民課所管の分ですが、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

続きまして、25ページお願いいたします。

14款国庫支出金、総務費委託金の中で、2節戸籍住民基本台帳費委託金、外国人登録事務の委託金307万7,000円の計上となっておりますが、これにつきましては登録人数等によって毎年金額が示されるわけですけれども、昨年から比較しまして、年度末で約100名ほど増加しているということでなっております。

続きまして、28ページお願いいたします。

15款県支出金、総務費委託金の中で、3節の戸籍住民基本台帳費委託金の公的個人認証サービス事務交付金ということで、金額的には3,000円ということになるんですが、これについては公的個人認証サービス、特にことしからイータックスといいまして電子申告ですね。それを行う際に、この個人認証サービスを取りに来る方が多くはなっているんですが、県の方に500円を納め、その1割が市の方に戻ってくるということで、60件分を計上しております。

それから、一番下にある人口動態調査事務費委託金ということで7万5,000円、これは ほぼ前年並み、水戸保健所に対して例月報告するその委託金ということになっております。

続きまして、歳出で、59、60ページにわたりまして戸籍住民基本台帳費が載っております。市民課所管につきましては、ほぼ定型的な業務ということになりますので、ほぼ前年並みの計上ということになります。

それで、60ページの13節の委託料がありますが、ことしは121万円ですが、昨年から見ますと約2,000万円ほど減額になっております。この要因は、戸籍の電算化の支払いが19年度をもちまして終了しております。19年度1,680万円ほど旧笠間分として支出をしておりますが、19年度て終了しております。あわせて住基ネットワークシステム、これも19年度で更新作業が終了しておりますので、この委託料につきましては合わせて2,000万円ほどの減額となっております。

そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの計上ということになります。

続きまして、85ページお願いいたします。

これは衛生費になるわけですが、19節の負担金補助及び交付金、その中段に、笠間地方 広域事務組合負担金 1 億5,908万円とありますが、これにつきましては広域の斎場の負担 金ということになりまして、昨年度から見ますと約1,000万円ほど低くなっておりますが、 これは斎場の方の駐車場の増設工事の終了に伴いまして負担金の方も減額ということにな っております。

市民課所管については以上でございます。

須藤委員長 市民課所管の一般会計予算の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

西山委員。

西山 猛委員 1点だけお伺いいたします。

戸籍抄本とか謄本を取る場合に、他人のものでなければ、例えば私が自分の妻のものを 取る場合に取れますよね。そうしますと、そのときの証明ですか、妻の夫であるという証 明は提示しますか。

須藤委員長 小松崎栄一君。

小松崎(栄)市民課長 現在の取り扱いでは、申請書に、当然その関係をされる方が申請書記載されるわけですけれども、その申請書をもとに、確認といいますか、申請書をもとに交付をしているというのが現状です。

ただ、ことしの5月1日から、これは法律改正がありまして、5月1日からは、取りに来られる方の身分証明、これを提示をしていただくということになります。したがいまして、戸籍上同一世帯で、今、例を申されましたけれども、夫婦関係でありましても、身分証明、公的期間が発行している顔写真がついた証明ということになりますので、運転免許証とか住民記録カードとか、そういうものを示していただくことになります。これについては、広報等には努めていきたいなと思っております。

以上です。

須藤委員長 西山委員。

西山 猛委員 そういうことで、申請書に妻なら妻、夫なら夫、子なら子、親なら親ということで記載すればそれで今まで取れてきてしまったということ。印鑑証明についても、今、カード、もとの手帳の人もいますね。これを持っていくことで、つまり委任状の扱いをするんだということですが、その変更はあるんですか。

須藤委員長 小松崎栄一君。

小松崎(栄)市民課長 印鑑証明、確かに印鑑登録、カード式になっております。そのカードを持ってきていただいて、申請書に取られる方の住所、氏名、生年月日、それらを記載することによって、委任をされたものというふうなことで発行をしているのが現状です。

須藤委員長 西山委員、3回目。

西山 猛委員 つまり例えば印鑑証明のカードーつ取り上げても、もし盗まれたもの、盗んだものでそういうことを申請した場合には、発行してしまうわけですよね、今の手続上。もう1点、先ほどのように妻に成り済ましたり、親に成り済ましたり、子に成り済ましたりということであれば、そういうことがあるわけですよね。

私、実はなぜこういうことを質問しているかといいますと、2支所、もちろん本庁舎が あって1市2町の合併の姿が今あるわけですけれども、その支所機能の部分で、住民課の 窓口、この窓口というのは非常に大事なんですよね。何を言いたいか、課長わかるでしょうけれども、やはり地域性がまだまだあると思うんですよ。そういう点、顔の見える、地元の顔の見える、事情のわかる、そういう行政サービスに努めてもらいたいなというのが一つあったので、今、法律というのは後手後手になっている部分あるんですよね。一方で個人情報保護などということでがちがちにしておいて、一方でざるになっているわけです、こういう部分が抜けているわけですよね。そういうことは、今後当然改正されていくことでしょうから、それはそれとして、やはり地元の顔の見える行政サービスをお願いしたいなと思いまして、質問と要望にします。よろしくお願いします。

須藤委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わりにいたします。

以上で、市民生活部関係各課の一般会計予算の審査を終わります。大変ご苦労さまでした。

ここで、入れかえのため暫時休憩をいたします。

4時45分まで10分間休憩いたします。

午後4時34分休憩

午後4時42分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長しますので、ご了解をしていただきたいと思います。

次に、保健衛生部保険年金課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明お願いいたします。

保険年金課長青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 それでは、保険年金課、一般会計と国保3本ありますけれど も、最初に一般会計の歳入関係からご説明申し上げます。

恐れ入りますけれども、23ページの方をお開きいただきます。

一番上でありまして、14款国庫支出金、1項1目1節の社会福祉費負担金2,463万7,000 円でございますけれども、これにつきましては、低所得者に対する保険税相当額を公費で 補てんする国民健康保険の基盤安定事業負担金というものでございます。

続きまして、25ページをお開きいただきます。

下の方でありますけれども、14款国庫支出金、3項委託金、2目の民生費委託金、1節で社会福祉費委託金1,607万1,000円でございます。これは市の国民年金事務に対する委託金でございます。

次に、26ページをお開きいただきます。

上の方で、15款の県支出金、1項1目1節社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定事業の負担金で1億7,244万5,000円と、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金の6,701万1,000円でございます。低所得者への被保険者の軽減に対しての負担金となっております。

続きまして、27ページの方をお開きいただきます。

15款の県支出金、2項県補助金、2目の民生費県補助金、4節医療福祉費補助金でございます。医療福祉費補助金につきましては、1億7,816万8,000円、医療福祉事務費523万5,000円で、合わせて1億8,340万3,000円となっておりますけれども、いずれも医療福祉事務、いわゆるマル福事業に対する県の補助金でございます。事業内容につきましては、歳出の方でご説明申し上げます。

次に、38ページの方をお開きいただきます。

雑入につきましては、後期高齢者健診の委託金でございますが、75歳以上の方の健診の 委託金954万5,000円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきまして、次に歳出の説明に移らせていただきます。

恐れ入りますけれども、66ページの方をお開きいただきます。

まず、3款民生費、1項1目28節繰出金でございます。国民健康保険特別会計への繰出金で、合計で5億191万6,000円となってございます。内訳としましては、保険基盤安定繰出金、それから低所得者に対しての7割、5割、2割の軽減措置を講ずるための財源を一般会計から支出するものでございます。

それから、職員給与費等の繰出金として1億6,166万5,000円、出産一時金として4,200万円、財政安定化支援事業繰出金として3,342万円、最後にその他の繰出金として205万4,000円を計上しておりますが、この繰出金につきましては、予防を主とした保健事業に充てるものでございます。

71ページの方をお願いいたします。

同じく4目で老人医療給付費につきましては、4,852万7,000円で、4億8,308万2,000円 の減となっておりますが、これは本年4月から新たに後期高齢者医療制度がスタートする ためでございます。

続きまして、同じページで 5 目医療福祉費についてでございます。支出合計で 5 億 1,552万7,000円でございます。7,278万3,000円の増でございます。

12節の役務費で1,042万2,000円の内訳は、受給者への発送料としての通信運搬関係、それから審査手数料等の連合会、社会保険支払基金等に支払うものでございます。

次に、20節の扶助費でございますけれども、医療扶助費として4億7,192万4,000円を計上しております。現在、支給の対象になっているのは、妊産婦、就学前の乳幼児、それから母子、父子家庭、障害者、高齢重度者でございます。自己負担を省いた支給額の半額が

県の扶助となっているところでございます。本市においては、食事代の一部について単独で全項目の一部負担を助成しております。その額は、医療扶助費の内数で5,400万円ということになっております。

貸付金につきましては、2,720万円でございます。内訳としましては、出産費の貸付金1,120万円が主なものでございます。出産貸付金の内訳につきましては、35万円の8割を限度として貸し出すというものでございまして、本年度は40件ほど計上しております。

続きまして、71ページ、同じく6目の国民年金費でございます。国民年金は、受給者数は約1万7,000人おりまして、加入者は約2万人の状況でございます。予算額3,001万7,000円でございますけれども、22万2,000円の減となっております。少額の事務費を計上しておりますけれども、大半は職員の人件費ということになっております。国民年金の市町村の事務は、申請の申達とか相談等を実施しているところでございます。

続きまして、73ページの方をお願いいたします。

9目で後期高齢者医療制度費でございますけれども、後で後期高齢者医療制度の特別会計の方でご説明申し上げますけれども、本年度新たに 5億8,064万2,000円を計上するものでございます。人件費の計上については、74ページになりまして、13節の委託料、それから健康診断検査委託料として879万3,000円が主なものでございます。

19節の負担金補助及び交付金4億5,792万8,000円ということでありますけれども、後期 高齢者連合会の負担金が2,771万1,000円、療養給付費の負担金が4億2,980万7,000円とい うものが主な内容でございます。

以上で、一般会計の歳出の部の説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いい たします。

須藤委員長 保険年金課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

小磯委員。

小磯節子委員 71ページの出産費貸付金、これ 1 人35万円と今聞いたような気もしますけれども、このお金に関しての返済というのはどのようになっているんでしょうか。

須藤委員長 青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 貸付金の話ですけれども、出産一時貸付金につきましては、 1人頭35万円が基準額でありまして、それの8割をお貸しするということになります。28 万円になります。最終的には、出産すれば35万円支出しますので、その中で28万円を相殺 してもらうという形になります。先に貸し出しをすると、出産するための費用を貸し出し をするということでございます。

須藤委員長 そのほか。

横倉委員。

横倉きん委員 今度、乳幼児の医療費が就学前まで2割負担ということになりましたね。

そういう中で、マル福の、今、笠間市は就学前までの医療費無料にしているわけですよね。 その点で、どの辺軽くなったのか。

それと、高額所得者は該当しないわけですよね。利用できないというか、そういう点で その経費軽減ならない人たちの人数どのぐらいいるか、把握しているか伺いたいんです。 所得制限ですね。所得制限で利用できない人。

須藤委員長 青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 その前に、マル福の単独のやつにつきましては、5,400万円ということで先ほどご説明申し上げました。その中で、今回、障害者の方について食事代を2分の1にしたということで、その分が本年度から変わったところでございます。

それから、軽減分の人数につきましては、今ちょっと調べてからご報告いたします。

須藤委員長 横倉委員さんのは今調べるということで、村上委員。

村上典男委員 71ページ、小磯委員の続きなんですが、出産費資金貸付金1,120万円、市長の施政方針で、340人減少したという文言が読まれていると思うんですけれども、先に貸し付けをするというお話がありましたけれども、若い世代の人たちというのは、この30数万円というお金がないんですよ。ですから、私、極端なこと言えば、無料にしてほしいぐらいなんですね、お金を。ぼこぼこ産んでもらいたい。とにかく笠間市は無料にしましたよというぐらいに本当はできればいいんですが、80%なんて細かいことを言わないで、全額笠間市で補助しますよというぐらいに、私は本当はやってほしいんですよ。

この1,120万円という金額が1億1,200万円になることは、実は喜ばしいことじゃないですか。そう私は思うんですね。また、11億2,000万円になれば、もっと喜ばしいことじゃないですか。

ですから、市長の施政方針の少子高齢化に対する対策として、この辺の出産資金の貸付金のところをどういうふうに認識をして予算組みをしたのか、伺いたいんですよ。

須藤委員長 青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 今言った8割の分につきましては、あくまでもお貸しをするという形でございますので、その35万円につきましては、だれも35万円ぐらいあれば出産の費用は賄えるんです。その費用については、35万円につきましては、だれにも出産すれば助成、借りない人もやりますので、通算すれば基本的にはゼロでできるというふうな形でありまして、今のは、そういう人に対して前もってお貸しをするということでありますので、一応出産については、こっちの見方としては、費用はかからないというふうな認識でおります。

須藤委員長 村上委員。

村上典男委員 すばらしい。そうしたら、これもう少しPRしてほしいですね。それだけいい制度で、340人も減ったとわざわざ紙に書いてまで1時間近くも施政方針の中で言っているわけですから、もう少しPRをして、子供が産みやすい環境なんですよ、笠間市

はということを P R してほしいですね。こういうことをやっているんですよということを 自信を持ってやってください。これが 1 億1,200万円になるように頑張ってほしいですね。 エールを送って終わります。

須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

次に、国民健康保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

保険年金課長青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 それでは、国民健康保険の特別会計についてご説明申し上げます。

恐れ入りますけれども、167ページをお開き願います。

須藤委員長 西山委員がちょっと離席します。

続けてください。

青木(隆)保険年金課長 167ページでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億7,961万1,000円と定めるものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、事項別明細で申し上げますので、175ページの方をお 願いいたします。

歳入の1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税及び2目の退職被保険者等国民健康保険税においては、20年度の税制改正により、2節の後期高齢者支援金分現年課税分として新しく追加されております。一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税を合わせますと、24億9,090万円となります。これは医療福祉費等の歳出見込み総額から国庫負担金等を控除して不足する分を標準として見込んだものでございます。

176ページをお開きいただきます。

3款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目の療養給付費等負担金ですけれども、18億 1,098万8,000円を計上しております。これは一般被保険者の療養給付費と老人保健拠出金 及び介護納付金の34%の負担金でございます。

同款で、2項国庫補助金、1目の財政調整交付金4億5,131万5,000円は、普通調整交付金と特別調整交付金を見込んだものでございます。

4款療養給付費等交付金3億3,362万5,000円につきましては、退職医療費制度の医療給付費及び退職被保険者に係る老人医療費拠出金の財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、178ページをごらんいただきます。

7款の共同事業交付金9億662万円につきましては、高額医療共同事業交付金、それか

ら国保の財政安定化事業交付金を見込んでおります。

9款の繰入金でございますけれども、事務費、保険基盤安定、出産育児一時金等々の入金は、それぞれの繰り入れ基準に基づきまして 5億191万 6,000円を繰り入れるものでございます。

2項の基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、国保会計の財政調整のために 4.000万円を繰り入れるものでございます。

なお、19年度末では、基金の残高といたしましては 3 億5,400万円強になる予定でございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

181ページをお開きいただきます。

1款の総務費の一般管理費につきましては、1億4,140万6,000円を計上しております。
14名の人件費、それから電算委託等が主なものでございます。

183ページの方をお願いいたします。

2款の保険給付費でございますけれども、一般被保険者療養給付費40億4,000万円、それから退職被保険者等療養給付費4億1,000万円のほか、それぞれ療養費、高額医療費等を計上しております。

185ページをお開きいただきます。

3款で、後期高齢者支援金等でございますけれども、合計で9億8,936万5,000円を計上 しております。

4款で、老人保健拠出金でございますけれども、暫定的な期間でありますが、老人保健特別会計療養費の財源とするため社会保険診療支払基金へ拠出するものでございまして、2億1,313万9,000円を計上しているところでございます。

次に、6款でございまして、共同事業拠出金、合計9億3,170万3,000円でございますが、 高額医療費の共同事業や保険財政安定基盤事業等へ支出するものでございます。

次に、7款の保健事業、1項特定健康診査等の事業費5,746万5,000円につきましては、20年度から保険者に義務づけられております特定健康診査の事業費を計上しております。 これらは40歳から74歳までのメタボリックということでの対応をするものでございます。

次に、保健事業として2,157万7,000円につきましては、医療費通知とか人間ドック、脳 ドック等の健康診査の経費を計上しております。

以上で、国保の特別会計の予算の説明を終わらせていただきます。

須藤委員長 西山**委員が着席いたしました。**

国民健康保険特別会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

横倉委員。

横倉きん委員 国保ですが、具体的には、保険税の滞納世帯が今あると思うんですよね。

どのぐらい今あるか。

それと、今度の税制改正によりまして、国保税、65歳以上74歳未満が年金天引きという ふうになっておりますが、今までの納税相談者、分納されている方どのぐらいあったのか、 その辺をまずお聞かせいただきます。

それから、75歳以上、今度新しく後期高齢者医療制度に変わるわけで、今までの老人保健拠出金というのを見ますと、老人拠出金は8億何千万円ですけれども、後期高齢者医療は9億何千万円ですよね。どういうことでその辺の差が出てきているのかということを伺います。

須藤委員長 青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 滞納の直接の仕事は納税課の方でやっておりますけれども、 現年分につきましては徴収率につきましては87.9%でございます。それから、滞納繰越分 の徴収率については23%ということになっております。

具体的な相談でございますけれども、保険税滞納しているような方につきましては、短期保険証が1,057件、それから資格証明書ということで158件ほど交付しております。その方につきましては、当然、納税相談を受けながら保険証を交付いたしますので、相談件数としてはっきりしているのは、その件数は納税相談の関係で実施をしているということでございます。

須藤委員長 横倉委員。

横倉きん委員 まだ終わってないですよ、質問に対して答弁が。

須藤委員長 答弁が漏れているようです。

青木(隆)保険年金課長 あとの質問については、ちょっと整理をしてお答えいたします。

須藤委員長 整理して後で答弁するようですから、そのほかありますか。

西山委員。

西山 猛委員 1点だけちょっと、予算のことではないんですけれども、資格証明書と、今、横倉委員からも出ましたけれども、資格証明書を発行して、病院に行って、満額を払って、滞納分を支払うことでその負担分が戻ってくるというシステムだと思うんですが、何か問題ありませんか、これ。

じゃあ、もう一つ詰めて言いましょう。50万円の滞納している人がいた、医療で10万円かかったと、資格証明書もらって10万円かかったと。3割負担で7割は戻ってくるんだと、負担してもらえるんだということですが、金額聞いてわかるでしょう。資格証明書というのは小手先なんですよね。何の解決にもなってないんですよね。資格証明書があることで、資格証明書を受けた側には何か利益があるんですか。

須藤委員長 青木 降君。

青木(隆)保険年金課長 資格証がないと自費診療ということになっちゃいまして、医

者では資格証があることによって、10点1円ですか、というのが守られているということで、資格証があることによって、普通の自費診療にならなくて通常の単価で医者の方では診てもらえるという利点はございます。

須藤委員長 西山委員、いいですか。

青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 額についてはお医者さんが判断いたしますので、幾ら違うというのは、ちょっと私どもの方ではわかりません。

須藤委員長 西山委員。

西山 猛委員 それはレセプトに記入する点数の話をしているんじゃないですか。点数の扱いが、あれは幅があるんですよね。要するに、保険加入者の場合の点数と一般の人の点数が違うということを言っているんですか。それは医師の判断と違うんですか。

青木(隆)保険年金課長 補佐の方からちょっと説明させます。

須藤委員長 郡司さん。

郡司(節)保険年金課長補佐 では、私の方から。

一般的に、保険診療だと1点10円ということで療養費が支払われるわけなんですけれども、自費診療といいますと、よく歯医者さんで、前歯とか治したときに保険きかなくて結構取られると思うんですね。奥歯やったときと随分金額が違うと思うんですが、そういった点数の金額で、1点10円という決まりが自費診療の場合にはなくなってしまって、保険で払わられるのはあくまでも1点10円の計算でしか支払いができないんですけれども、資格証明書を持っていかないと医者の請求するままに取られてしまうというのが、今の制度なんです。

須藤委員長 西山委員。

西山 猛委員 つまり診療する側、医師、病院側の裁量でどうにでもなることなんじゃないですか、それは。要するに、保険加入者と同じ対応をすることも、そして満額いただくこともそれはできるんじゃないですか。そうでしょう。そうすると、資格証明書で保険の資格を持っていますよというものを提示すると、ただ資格証明書というだけであって、そうしますと、仮にその金額が、前後あったとしたって、今の理屈からいったらば、滞納額が50万円の人が10万円の医療費かかったんだといって、その差額をいただく、負担金を負担してもらうために、差額を返してもらうために50万円払わなくちゃならなくなっちゃうでしょうと言うんですよ。

須藤委員長 郡司節子君。

郡司(節)保険年金課長補佐 その分につきましては、資格証明書というのは、納税相談とかやってくださいよということで呼びかけても、全然出てきてくれない方なんですね。ですから、ご相談に応じていただいて相談なりしていただければ、最初から資格証明書を出すということではやってないわけなんです。

須藤委員長 西山委員、3回目。

西山 猛委員 もう1回言いますよ。50万円の滞納をしているAさんが、けがをしまして、Bという病院で満額10割負担で10万円の治療費を払ってきました。その際に資格証明書で払いました。その中身については病院側の裁量に任せてあるんだということですよね。ただ、資格証明があることで基準のその点10円というのが守られているんだということですが、同じにすることも、あるいはそれを高くすることも病院側に任されてしまっているわけですね。そこは権能の及ばないところなんですよ。

それを同じ物事考えたときに、10万円の自分の負担分を返していただくのには、今度納税をしなくちゃならないんですよ。その納税額は、今言ったように滞納額が50万円あったらば、基本的には50万円払いなさいよということでしょう。そうでしょう、違いますか。

須藤委員長 青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 原則的に委員おっしゃるとおりでございますけれども、それ は相談に乗りまして、その納税者の状況に応じて、例えば分納で納めていただくとか、そ ういう計画をとりながら、そのケース・バイ・ケースで相談を得ながら納税をしていただ くということで対応しております。

以上でございます。

須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

次に、老人保健特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いいたします。

保険年金課長青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 それでは、平成20年度笠間市老人保健特別会計の予算についてご説明申し上げます。

197ページをお開きいただきます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,623万2,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、203ページをお開きいただきます。

歳入の1款で、支払基金交付金につきましては2億6,818万1,000円を計上しております。 2款で、国庫支出金につきましては1億5,953万4,000円でございます。県支出金3,988 万4,000円でございます。繰入金につきましては4,852万7,000円で、いずれも医療費の総額に対しまして、支払基金、それから国、県、市それぞれの負担割合で負担するものの収入でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

205ページの方をお願いいたします。

1款の総務費、1項1目の一般管理費374万9,000円を計上しております。2款医療諸費

では、1項1目の医療費給付費に4億8,300万円、2目の医療費支給費に2,223万円を計上しておるところでございます。

老人保健特別会計予算につきましては以上でございます。

須藤委員長 老人保健特別会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明をお願いします。

保険年金課長青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 それでは、20年度笠間市の後期高齢者医療特別会計の予算についてご説明申し上げます。

まず、概要でございますけれども、今度新たに75歳以上の方、障害のある方は65歳でありますけれども、その方が対象になります。

次に、75歳以上の方で1人1枚の保険証も交付されます。保険料につきましては、負担能力に応じて一人一人の保険料をいただくということになっております。

運営でございますけれども、運営につきましては、制度そのものについては茨城県の後期高齢者医療広域連合ということで、水戸の赤塚の方にあります。そこで行います。

市町村の仕事でございますけれども、市町村は、主に申請とか届け出の受け付け、一つ 残る重要なやつにつきましては、保険料の徴収関係が市町村の仕事でございます。決定す るのは広域連合ということで、主な仕事としては、諸届けの受け付け等が仕事ということ になってくるわけでございます。

それでは、209ページをお開きいただきます。

歳入歳出それぞれ6億2,570万円と定めるものでございます。

内容につきましては、215ページをお開きいただきます。

歳入の1款後期高齢者医療保険料でございますけれども、5億2,692万5,000円でございます。これは基本的には、75歳以上の方の年金等より直接天引きするような特別徴収と、一定所得以下の方については納付書で直接納付する普通徴収で納付していただくことになります。

次に、4款の繰入金9,864万6,000円につきましては、一般会計より事務費の繰入金、それから保険料の軽減分、保険基盤安定繰入金を計上しております。

次に、主な支出でございますけれども、217ページをお開きいただきます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金6億1,627万6,000円を計上してございます。これは、先ほど215ページで保険料の徴収ということで上げております。それを同額 広域連合に納めるというものでございます。 以上で、後期高齢者医療制度の特別会計の予算についての説明を終わらせていただきます。

須藤委員長 後期高齢者医療特別会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

横倉委員。

横倉きん委員 後期高齢者医療制度保険料について伺います。

一つは、特別徴収保険料 4 億2,408万5,000円、普通徴収保険料、全体では何人で、それ ぞれ何人計算されているのか。

須藤委員長 青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 人数では9,471人でございます。それらの方が、特別徴収については8割、普通徴収については2割というふうに予想しております。

以上でございます。

須藤委員長 横倉委員。

横倉きん委員 それから、寝たきりとか障害を持っている方で64歳から74歳未満の方は、 これにどのぐらい含まれているんでしょうかね。

須藤委員長 青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 約370名ぐらい、即答しますと、そのぐらいの数に障害者はなります。

以上でございます。

須藤委員長 横倉委員、3回目。

横倉きん委員 370名ぐらいということですが、その方のマル福が利用できるかできないか、ちょっと問題になっていたと思うんですが、その辺、脱退した人についてはわかりますか。脱退した人が何人いるか。それと、マル福の関係で、脱退しても今までどおり障害の減免とか、そういうマル福が利用できているのかどうか伺います。

須藤委員長 青木 隆君。

青木(隆)保険年金課長 今、障害者の方につきましては、ほぼ後期高齢者の医療制度 の方に移行するということで手続を進めておりますので、マル福が即適用になるというこ とでございます。

以上でございます。

須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

須藤委員長 質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後5時25分休憩

午後5時26分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康増進課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

健康增進課長川井健一君。

川井健康増進課長 健康増進課でございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

23ページをお開き願います。

14款国庫支出金でございます。2目衛生費国庫負担金で150万円、これにつきましては、健康教育、健康相談、機能訓練等の健康増進事業に関する国の補助でございます。基準額の3分の1を計上しております。

次に、26ページをお開き願います。

15款県支出金でございます。2目の衛生費県負担金で150万円、国庫と同額の歳入を計上しております。

次に、27ページでございます。

3目衛生費県補助金4,604万7,000円のうち、献血推進補助金18万7,000円を計上しております。

次に、36ページをお願いいたします。

20款諸収入でございます。4目雑入の3億8,202万1,000円のうち、37ページの1行目で ございます。これにつきましては、健康増進事業費負担金1,007万6,000円、循環器検診、 胃がん、子宮がん、乳がん検診等の個人負担金でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

80ページをお願いいたします。

4款衛生費でございます。1目の保健衛生総務費、1節で市嘱託医報酬が557万円、年間の医師、歯科医師の報酬でございます。

次に、81ページをごらん願います。13節委託料でございます。876万円、年末年始6日間、日曜祝日66日間の休日診療の委託料でございます。

次に、19節の負担金補助及び交付金ですが、82ページをお開き願います。上から5行目で、救急医療二次病院運営負担金、これにつきましては363万9,000円の支出を見ております。

次に、2目予防費でございます。同じく82ページでございます。これにつきましては前年比で6,875万7,000円の減でございますが、基本健康診査が、老人保健事業から各医療保険者が実施する特定健康診査に移行するのに伴うものが主な理由でございます。

11節の需用費2,571万4,000円、このうち医薬材料費が2,447万3,000円、麻疹、風疹ワクチン、三種混合ワクチン等の医薬材料代でございます。

次に、13節の委託料でございますが、健康診査の委託料806万4,000円、これにつきましては19歳から39歳までの健診費を見ております。

次に、インフルエンザの予防接種料2,200万円、これにつきましては65歳以上の1万1,000名の方に対し、1人当たり2,000円の助成をするものでございます。

次に、83ページの1行目でございます。予防接種委託料でございます。2,290万円、BCG、三種混合、麻疹、風疹等の予防接種の医師会等の委託料でございます。

なお、予防接種法の改正に伴いまして、平成20年度から、新たに5年間の経過措置としまして、中学1年生、高校3年生に対する麻疹、風疹の接種が義務づけられております。

次に、各種検診委託料としまして5,823万8,000円、これにつきましては胃がん、大腸がん、子宮がん等の検診、結核検診等の委託料でございます。

次に、3目母子衛生費でございます。83ページをごらんいただきたいと思います。

1節の報酬212万4,000円、内科、歯科医師の市嘱託医の報酬でございます。

13節の委託料2,928万5,000円、これにつきましては妊婦の一般健康診査の委託料が2,340万円ございます。これにつきましては、少子化対策事業の一つとしまして、妊娠中の費用負担の軽減と安全な分娩を支援するため、健康診査費用の補助回数を2回から5回に拡大するものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金です。84ページをお開き願いたいと思います。一番上の段で、特定不妊治療の補助金160万円でございます。新規事業でございます。この事業につきましても、少子化対策の一つとしまして、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減することを目的に、通算2年、1年度当たり2回、治療内容に応じまして5万円、10万円の助成をするものでございます。

次に、4目地域保健対策推進費でございます。84ページでございます。

8節の報償費97万円、これにつきましては3センターで実施いたします生活習慣病予防のための健康体操の講師謝礼でございます。

13節の委託料89万2,000円、これにつきましては食生活改善推進協議会への委託金でございます。

次に、6目の保健センター管理費でございます。85ページをごらんいただきたいと思います。

13の委託料でございますが、772万4,000円、これにつきましては3センターの警備、空調、自動ドア、エレベーター、電気、清掃等の委託料でございます。

次に、86ページをお開き願います。14節の使用料及び賃借料504万1,000円、3センターで使用しているコピーの使用料、友部保健センターの借地料でございます。

次に、15節の工事請負費330万8,000円、これにつきましては笠間保健センターの空冷専

用チラーの修繕工事でございます。

健康増進課につきましては以上でございます。

須藤委員長 健康増進課所管の一般会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

横倉委員。

横倉きん委員 ちょっとページはわからない、さっき説明があったんですが、妊婦健診の無料健診が2回から5回ということになりました。その額がちょっとわからないんですけれども、1回当たり幾らなのか、5回分で幾らなのか、1人当たり。どういうふうになっているのか。

また、84ページ、地域保健対策推進費、報償費ということで、講師謝礼97万円計上になっていますが、これは何人で、どういう形で、どういうところに保健対策推進ということで出張したりなんかして教えるのか、どういう活動内容なのか。また、人数は何人なのか伺います。

須藤委員長 川井健一君。

川井健康増進課長 **妊婦健診の2回から5回でございますが、最初の1回が1万円で** 580**名です。その後、2回から5回につきましては**5,000**円で計上しております。**

その次の97万円でございますが、これにつきましては健康体操の講師謝礼でございます。 健康運動指導士、笠間地区につきましてはスポーツ指導員の方が指導されているものでご ざいまして、延べ人数にしまして36回、岩間、友部地区につきましては12回でございます。 以上でございます。

須藤委員長 横倉委員。

横倉きん委員 健康体操の方では延べ36回ということで、岩間とか友部は12回ということですが、これは場所は決まっているんですか、どこでやるというか。

須藤委員長 川井健一君。

川井健康増進課長 各保健センターで実施いたします。

須藤委員長 ほかにありますか。

村上委員。

村上典男委員 ページはございません。予算も組んでございませんので、関連でお話しさせていただきますが、友部町議会時代に、議会のたびに尿の検査とかいろいろ検査をしていただいて、議員さんの健康のパロメーターをはかっていただいたんですよ。私はそれだけしか検査やったことないんですが、ほかは一切やらないんですね。それが市議会になったらないんですよ。笠間になかったからやらないんだと言われるとそれまでなんですけれども、ぜひ復活していただきたいんですね。議会の前に30分か40分ちょっと早目に来て、尿の検査をちょこっとやって、ちょっと塩分多過ぎますと、酒飲み過ぎていますよというような一言でももらえれば、実は非常にありがたいんですね。ですから、もしやっていた

だければ大変ありがたいなと。これは要望です。

須藤委員長 川井健一君。

川井健康増進課長 ただいまの村上委員さんの件につきましては、日程の調整をしまして、できる限り努力いたしますので、本年度よろしくお願いします。

須藤委員長 では、その辺は検討していただきたいと思います。

これで質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後5時37分休憩

午後5時38分再開

須藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、笠間市立病院事業会計予算の審査に入ります。

歳入歳出予算と続けて説明を願います。

市立病院事務局長中村章一君、お願いします。

中村(章)市立病院事務局長 市立病院の中村です。よろしくお願いいたします。

それでは、市立病院事業会計予算についてご説明いたします。

市立病院は、国民健康保険の直診病院として、国民健康保険、その他社会保険の趣旨に基づき模範的な診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施するなどを主な任務として、また医療弱者に対する支援や訪問診療を積極的に行い、保健予防業務などについても積極的に協力し、市民の医療、福祉、介護などに寄与しております。

しかし、老人保健法の改正による高齢者の負担増やサラリーマンの3割負担、薬の長期投与、たび重なる診療報酬の削減、また前院長の退職により常勤医師2名体制であり、経営状況は大変厳しい状況であります。

それでは、319ページをごらんいただきたいと思います。

業務の予定量は、第2条にありますように、年間患者数は、入院については延べ5,475 人、外来については延べ2万4,200人、1日平均にいたしますと、入院は15人、外来は100 人を予定しております。

次に、病院事業は企業会計をとっておりますので、営業的な部分の予算である第3条収益的収入及び支出の予定額ですが、総額は5億226万1,000円で、収入の主なものといたしましては、本来の医業による収益は4億1,393万5,000円、一般会計からの補助金など医業以外での収益については8,832万3,000円を、一方、支出では、人件費や薬の購入、また施設を運営するための経費などの医業費用が4億9,697万7,000円、企業債の償還利子などの医業外費用で378万円を予定しております。

次に、資本的な部分の予算である第4条資本的収入及び支出の予定額は、収入では、地方公営企業の繰り出し基準に基づき一般会計からの出資金を1,426万4,000円、次に、ペー

ジを返していただきまして、320ページをごらんいただきたいと思います。支出ですが、 企業債償還金2,139万8,000円は、20年度の元金の償還金であります。

なお、19年度末の企業債の残高は8,864万3,000円であります。

次に、第5条では、一時借入金の限度額を2億円と定め、第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費2億3,048万3,000円と交際費5万円とするものであります。

次に、第7条他会計からの補助金では、一般会計から受ける負担金、補助金及び出資金の額を定めるもので、収益的収入の(1)保健衛生活動に要する負担金と、(2)企業債利子償還に要する負担金及び(3)病院運営費補助金のうち447万円と、資本的収入の(1)企業債元金償還に要する出資金については、先ほどもご説明しました繰り出し基準に基づくものであります。

次に、第8条では、たな卸資産の購入限度額を1億6,010万円と定めるものであります。 続きまして、予算に関する説明書により説明したいと思いますので、337ページをごら んいただきたいと思います。

収入ですが、1項医業収益、1目入院収益では1億2,209万2,000円を、2目外来収益では2億7,491万2,000円を、3目その他の医業収益では室料差額収益や公衆衛生活動収益及び先ほど他会計からの補助金でも説明いたしました一般会計負担金も含め1,693万1,000円を、次に、2項医業外収益、2目他会計負担金では、先ほども説明しましたが、繰り出し基準に基づく今年度償還する企業債利息の3分の2、222万円を、3目他会計補助金では、繰り出し基準に基づく補助金と、病院運営費補助金として8,447万円を予定しております。次に、339ページをお開きいただきたいと思います。

支出ですが、1項医業費用、1目給与費ですが、病院は、専門の資格を持った職員と看護基準などで必要職員数も決められている関係で、給与費の割合が高く2億3,048万3,000円を、2目材料費についてはほとんどが薬品費で1億6,010万円を、3目経費9,577万6,000円の主なものは、ページを返していただき、11節賃借料の医療機器やコンピューターなどのリース料や、13節委託料の血液などの検査や給食業務、また清掃業務、宿日直業務、医療機器保守点検料、また14節の負担金はほとんどが県よりの派遣医師に対する負担金です。

次に、4目減価償却費944万6,000円については、建物、構築物、機械備品の本年度分の 減価償却費であります。

ページを返していただきまして、342ページをごらんいただきたいと思います。

2項医業外費用、1目支払利息267万円は、企業債の本年度分の支払利息であります。

なお、資本的収入及び支出については最初に説明してございますので、以上で市立病院 事業会計の予算の説明を終わります。

須藤委員長 笠間市立病院事業会計予算の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

町田委員。

町田征久委員 334ページと335ページにまたがるんですが、前年度繰越欠損金3億8,690万7,000円、当年度末未処理欠損金が4億円、これちょっと説明、その前に3回質問できないからお尋ねしますが、救急患者はあそこに入るんですか、救急患者。それから、結局これはお金を払わないからですよね、違うの。

須藤委員長 中村章一君。

中村(章)市立病院事務局長 まず、救急患者は市立病院に入るのかというご質問ですが、救急患者につきましては当病院の方には入りません。かかりつけの患者さんにつきましては、前のカルテ等がございますので、急に容体が悪くなったというときなどには診ることもできますが、夜間休日等につきましては、スタッフがそろっていませんので、飛び入りの救急というのはなかなか難しいところです。

それと、繰越欠損金というところで、委員の質問は、未払いというか、患者さんが払わないのかというようにとれましたが、ここに書いてある未処理欠損金というのは、今までの損失、赤字の積み上げの金額で、この中には患者さんが払わない金額は入っていません。以上です。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 332ページ、流動資産の中に未収金となっているんだね。前にも私は合併して初めて聞いたんだけれども、未収金ではないと。どうも私らは、未収金というのは 大体が集金不能というんですよね。それも不納金とは違うんだ。

須藤委員長 中村章一君。

中村(章)市立病院事務局長 ただいまの332ページの未収金につきましては、前のときにもご説明いたしたと思いますが、先ほどの保険年金課のときにもちょっと話があったと思うんですが、病院で10万円の医療費がかかったと、うち患者さんからもらえるのは3万円だと。残り7万円については、保険の方に請求します。国民健康保険であれば国保連合会、社会保険の方であれば支払基金と。こちらにつきましては、2カ月後でなければ入金になりません。2カ月後なんです。

それで、こちら332ページに4,762万2,000円と載っておりますが、これは一番上の方を見ていただくと、20年3月31日の予定貸借対照表だということで、この未収金4,762万2,000円の中には、2月分と3月分で保険請求した分でこれだけ入る予定がありますよということで、ここに未収金として載せます。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 それは前にも聞きましたよ。これは2カ月分が未収になっているわけで すね。そうすると、2カ月先にはお金が入ってくると、こういうわけですね。

それで、先ほど聞いた、もう1回しつこく聞きますが、334ページの繰越欠損金、これ

もう1回説明お願いしたいんですが。

須藤委員長 中村童一君。

中村(章)市立病院事務局長 334ページの繰越欠損金の方につきましては、今までの 赤字の積み重ね、営業損失の積み重ねというのが繰越欠損金ということでございます。

以上です。

須藤委員長 町田委員。

町田征久委員 今までの積み重ねの、赤字だよね、早く言えば。何年ぐらいたってこん な金額になっちゃったの、何年ぐらい積み重なって。それだけ聞けば結構です。

須藤委員長 中村章一君。

中村(章)市立病院事務局長 病院は昭和43年から公営企業法を取り入れていまして、 それからの積み重ねです。昭和43年からです。

町田征久委員 わかりました。

須藤委員長 小磯節子君。

小磯節子委員 1月、2月あたりの外来の患者は大体何人ぐらいか、データとってありますか。それだけ教えてください。

須藤委員長 中村章一君。

中村(章)市立病院事務局長 1月の外来患者数につきましては、延べ1,615人、2月 につきましては1,558人です。

須藤委員長 質疑を終わります。

以上で、保健衛生部関係各課の審査を終え、本日の日程は全部終了いたしました。

須藤委員長 これにて散会をいたします。

次の委員会はあす12日午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上ご参集をお願い いたします。

本日は長時間にわたりまして大変ご苦労さまでした。

午後5時54分散会